

委 員 会 録

○名 称 予算特別委員会（１日目）

○日 時 平成２９年３月１５日午前９時３０分から至午後４時３０分

○場 所 和束町議会議場

○出席委員 委員長 竹内きみ代 副委員長 井上武津男
委員 ８名 欠席 ０名

○説明出席者 町長 副町長 管理職員

○議長等 議長 畑 武志 副議長 竹内きみ代
議会事務局 局長 北 淳司 局長補佐 島川 昌代

平成 2 9 年度和束町予算特別委員会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会にご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。

初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第 9 条の規定によりまして、年長の竹内きみ代委員に臨時委員長をお願いいたします。

委員長と交代いたします。

○臨時委員長（竹内きみ代君）

年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

ご協力をお願いいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

岡田勇委員から遅刻の届けが出ています。

これより、予算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、私、竹内きみ代を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、私、竹内きみ代が委員長に当選いたしました。

ただいま委員長に当選しました私、竹内きみ代より委員長就任のご挨拶をいたしま

す。

○ 1 番（竹内きみ代君）

ただいま就任させていただきました竹内でございます。

一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいまは、予算特別委員長という大役を仰せつかることになりました。もとより、力も経験も不足なものではございますが、一生懸命努めさせていただきたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、平成 29 年度の予算につきましては、来月に行われます町長選挙を控えて骨格予算となっております。前年度に比べまして 9.8 % の減額予算ではございますが、4 月から 1 年間スタートと予定されております京都博の予算も計上されております。そういった中で、今年度の予算が住民の皆様にとりまして、いい施策となりますように願っております。

本日とあすの 2 日間、皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。そして、また理事者の皆様方の明快なる答弁、そして委員の皆様方の活発なるご意見をいただきまして慎重審議を行ってまいりたいと思いますので、この 2 日間よろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（竹内きみ代君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に井上武津男委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、井上武津男委員が副委員長に当選されました。

井上武津男委員にこの旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案第1号から議案第7号まで、平成29年度和束町一般会計予算及び和束町各特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由については、本会議で述べられましたので、副町長及び担当課長から議案についての説明を求めます。

なお、説明に当たっては、議案書は款のみの数字にとどめ、事項別明細書については特に重要なもののみにとし、簡単明瞭に願います。

それでは、副町長から順次説明願います。

○副町長（奥田 右君）

皆さん、おはようございます。

2日間よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、皆さんのお手元にお配りをしております資料No.1、平成29年度当初予算の概要と主要事項説明書に基づきまして、主なもののみ説明させていただきますと思います。

めくっていただきまして、1ページをよろしく願いいたします。会計別予算の総括でございます。単位は1,000円、パーセントでございます。

平成29年度予算額、比較増減額、増減率と、この順に説明させていただきますと思います。

まず、一般会計でございます。30億1,950万円、減額の3億2,950万円、減で9.8%の減となっております。

主な要因でございますけれども、庁舎の耐震改修工事における事業が済みしましたので、その関係の減でございます。

続きまして、特別会計でございます。総額21億5,716万円、減額の2億57

0 万円でございます。率にしまして、減の 8.7%となっております。

主なものにつきましては、国民健康保険特別会計でございます。全体で 9 億 5 1 0 万円、減額の 1 億 2, 3 1 0 万円、全体で減の 1 2%となっております。主な内容ですけれども、事業勘定で 8 億 5 5 0 万円、減額の 1 億 1, 2 7 0 万円、減で 1 2.3%の減となっております。これにつきましては、保険給付費の減が主な要因でございます。

その下の直営診療施設勘定でございます。9, 9 6 0 万円、減の 1, 0 4 0 万円、減額で、増減率で 9.5%の減となっております。

主な内容につきましては、人件費の減と、あと医療業務の減でございます。これは、医薬の改定に伴うものでございます。薬価改正の基準の変更が大きな要因となっております。

続きまして、簡易水道事業の特別会計でございます。3 億 8, 6 1 8 万円、減で 8, 8 7 6 万円、減額の 1 8.7%となっております。

主な内容につきましては、全体の事業費の減が主な内容となっております。

続きまして、下水道事業の特別会計でございます。2 億 1, 5 6 0 万円、1, 6 7 6 万円の増となっております。8.4%の増となっております。

これにつきましては、全体の消費税の増額と、あと交際費の増が主なものとなっております。

続きまして、介護保険の特別会計でございます。全体で 5 億 7, 7 8 0 万円、減額の 1, 2 7 0 万円、減の 2.2%の減となっております。

これにつきましては、保険給付費の減が主な内容となっております。

あと、後期高齢者の医療の特別会計でございます。6, 3 8 0 万円、2 3 0 万円の増となっております。3.7%の増額となっております。

これにつきましては、後期高齢者医療広域連合の納付金の増額が主な内容となっております。

合計で平成 29 年度の当初予算額につきましては、一般会計、特別会計入れまして 51 億 7,666 万円、比較増減額で減額の 5 億 3,520 万円、率で減の 9.4% の減となっております。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

一般会計の予算の歳入歳出の内訳でございます。

まず、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきたいと思います。

まず、1 款の町税でございます。29 年度の当初予算につきましては 3 億 6,895 万円となっております、増減額で減額の 158 万 3,000 円、率で 0.4% の減となっております。

続きまして、3 款の利子割交付金から 9 款の地方特例交付金まで、自動車取得税交付金を除きまして全て減額になっております。

これにつきましては、国の地方財政計画の関係で、全体的に景気が低迷してるということで、交付金につきましても減額の方になっております。ただ、自動車取得税につきましては、全体で 31.9% の伸びとなっております。

あと、10 款の地方交付税でございます。29 年度につきましては 15 億 2,302 万 5,000 円、比較増減で減額の 3,161 万 6,000 円、2.0% の減となっております。

これにつきましては、27 年度で国調がございまして、それに伴う人口の減ということで、普通交付税の減額が主な要因でございます。

14 款の国庫支出金でございます。2 億 4,239 万 4,000 円、減額の 4,158 万 8,000 円、率で減の 14.6% の減となっております。

これにつきましては、事業の減が主な要因でございます。

一番下の 21 款の町債でございます。3 億 2,700 万円、減額の 1 億 8,700 万円、率でしまして、減額の 36.4% の減となっております。

これにつきましては、大きな要因は、町営住宅の建てかえ、また庁舎の改修に起債

を起こしておりましたけれども、29年度はそれがなくなりましたので、全体の町債としては減ということとなっております。

歳入合計額につきましては、30億1,950万円、比較増減で減額の3億2,950万円ということで、9.8%の減となっております。

3ページにつきましては、目的別歳出ということで、主なもののみ説明させていただきたいと思います。

2款の総務費でございます。29年度につきましては、5億141万9,000円、比較増減で減額の2億1,587万1,000円ということで、主な要因につきましては、庁舎の改修がなくなったことによる減額でございます。

あと、6款の商工費でございます。5,625万円、増額で2,873万4,000円ということで、率にしまして104.4%の増ということで、これは、お茶の京都博の関係の予算を計上しておりますので、それだけの伸びが示しております。

あと、8款の消防費でございます。1億8,785万9,000円、減額の1億1,703万7,000円ということで、消防費の中で庁舎の耐震の改修が28年度組んでおりましたので、それによる減額でございます。

あと、11款の公債費でございます。3億8,880万8,000円、減額の6,044万円ということで、減の13.5%。これは繰上償還によるものでございます。

歳出合計につきましては歳入と同額で、減額の9.8%の減となっております。

次、めくっていただきまして、4ページでございます。

これにつきましては、性質別の歳出をあらわしております。少し、主なもののみ説明させていただきます。

維持補修費でございます。3番の維持補修費につきましては、1,660万3,000円ということで、730%の伸びということで、これ町土整備の修繕費を当初予算で少し盛り込んでおりますので、1,460万3,000円の伸びとなっております。

あと、9番の積立金でございます。1,731万7,000円ということで、1,6

4 6 万 9 , 0 0 0 円の伸びとなっております。伸び率で 1 , 9 4 2 . 1 % の伸びということで、これにつきましては、後で出てまいりますけれども、すこやかエンジェル基金が 2 8 年度で枯渇いたします。そのための積み立てをもう一度行いますので、その関係の伸びでございます。

歳出合計につきましても、歳入歳出の予算額と同額の 9 . 8 % の減となっております。

あと、5 ページでございます。

当初予算の推移でございます。これにつきましては、平成 2 5 年度から 2 9 年度の 5 年間の当初予算をあらわしております。また、お目通しのほうをよろしく願いたいと思います。

続きまして、6 ページをよろしく願います。

これからは、一般会計の主要事項の説明書となります。六つの協働プログラムでの予算となっております。

それでは、主なもののみに説明させていただきたいと思います。

まず、6 ページ、和束を担う次世代の人づくり協働プログラムということで、4 億 8 , 8 0 7 万円を組んでおります。

その中の子育て支援で 1 億 9 , 7 6 1 万 6 , 0 0 0 円ということで、まず、保育所の運営費で 9 , 9 5 3 万 8 , 0 0 0 円、あと、児童手当の給付費で 4 , 1 2 7 万円、その下のすこやかエンジェル基金、これが先ほど説明しました過疎債のソフトを充てております。ことし 2 9 年度からまた 1 , 6 5 0 万円積みたいと思っております。

次、7 ページに移っていただきまして、学校教育・社会教育スポーツ・歴史文化というところで、2 億 8 , 2 9 4 万 9 , 0 0 0 円組んでおります。

主なものにつきましては、相楽東部広域連合の負担金 2 億 7 , 2 6 9 万 6 , 0 0 0 円組んでおります。去年より大きく伸びております。

これにつきましては、小学校の空調関係の改修、あと雨漏り、そして L A N 工事を

予定しております。その関係で大きく伸びております。

あと、海洋センターの管理事業費で1,025万3,000円、これにつきましても、高圧電流の整備がここに含まれておりまして、昨年より300万弱延びております。

これが主な内容でございます。

あと、交流事業で、次の下の交流事業で、750万5,000円となっております。

主なものにつきましては、活性化対策事業で399万8,000円を組んでおります。

次に、住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム、これで4億9,279万3,000円組んでおります。

まず、人権の尊重の関係で4,080万円、主なものにつきましては、人権ふれあいセンターの運営事業費で2,933万円組ませていただいております。

次、めくっていただいて、8ページよろしくお願いします。

保健・医療の関係で、1億1,747万5,000円組んでおります。

主なものにつきましては、国民健康保険の特別会計の事業勘定繰出金でございます。これにつきましては、4,977万7,000円、あと、山城病院の負担金で3,017万7,000円組んでおります。これが主なものでございます。

次に、高齢者・障がい者の支援事業ということで、3億480万円組んでおります。

主なものにつきましては、障害者自立支援の給付事業、これに8,261万6,000円組んでおります。あと、介護保険の特別会計保険事業勘定の繰出金で、8,207万5,000円組ませていただいております。これが主な内容でございます。

次に、9ページをよろしくお願いします。地域福祉の関係で2,511万2,000円組んでおります。

めくっていただきまして、10ページ、主な内容でございますけれども、社協の職員の設置事業費で1,691万5,000円組ませていただいております。これが主な内容でございます。

あと、地域安全で４６０万６，０００円、これは交通安全対策事業の関係で４６０万６，０００円組んでおります。

これにつきましても、昨年より伸びております。これにつきましては、各区の防犯灯の管理事業費の２分の１、またＬＥＤ化の事業ということで、各区へ支援させていただくということで、当初予算で組ませていただいております。

次に、安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラムということで、２億９，１６９万５，０００円組んでおります。

まず、道路の関係で２億２，８１０万４，０００円ということで、主なものにつきましては、町道の舗装の維持管理事業で６，５２６万９，０００円、あと町道の拡幅改良事業で６，１５２万７，０００円が主なものとなっております。

あと、もう一つ、１１ページで、特にことしにつきましては、お茶の京都のライン整備事業、茶いくるライン整備事業ということで６００万円、茶いくるラインの関係の事業でございます。これに６００万円新たに入っております。

あと、その下の公共交通でございます。３，６０８万８，０００円組んでおります。

主な内容につきましては、路線バスの対策事業の関係で３，５００万円、それと、新たにその下に、地域でつくり支える公共システム事業ということで、これは南山城、笠置、和束の３町の公共交通の充実ということで、去年からちょっと試行をやっておりましたものが今回、２９年度から本格事業とやるということで９５万１，０００円予算化させていただいております。

次に、その下の住宅関係でございます。２，３５０万３，０００円ということで、主な内容につきましては、共同浴場の運営事業１，３１３万９，０００円、めくっていただきまして、あと、住宅の管理事業で１，０３６万４，０００円が主な内容となっております。

その下の公園と緑地関係で４００万円、これにつきましては、運動公園の美化事業ということで、これはカッセに委託しておりますけれども、４００万円組ませていた

だいております。これは昨年と同額でございます。

あと、次に、自然を守りともに暮らす協働プログラムでございます。5億4,225万4,000円でございます。

主な内容ですけど、まず防災のほうで1億8,623万5,000円、これにつきましては、主な内容として、相楽中部消防組合の負担金で1億5,388万5,000円が主な内容となっております。

次に、その下の上下水道でございます。1億9,585万8,000円。主な内容につきましては、下水道事業の特別会計の繰出金でございます。1億4,138万円と、13ページ、簡易水道の特別会計の繰出金で5,045万5,000円組んでおります。これが主な内容となっております。

次に、森林保全・治山・治水の関係で572万4,000円組んでおります。

主な内容につきましては、松くい虫の防除事業でございます。189万円組ませていただいております。

次に、環境・循環資源・エネルギーの関係で、1億5,443万7,000円組んでおります。主な内容につきましては、じん芥処理費で1億1,380万7,000円、また、し尿処理のほうで3,796万8,000円、これが主な内容でございます。

次ページをめくっていただきまして、ことし、いろいろ府のほうでもご指摘いただいておりますけれども、不法投棄の関係で組ませていただいております。しばらく不法投棄のパトロールとポイ捨ての関係の人件費組めなかったんですけれども、29年度につきましては、126万2,000円、雇用対策も含めまして当初予算で組ませていただいております。

次に、和束のブランドを高める協働プログラムでございます。9,844万5,000円組んでおります。

主な内容ですけれども、まず農林業の関係で2,904万6,000円、主な内容につきましては、青年就農の給付金事業ですけれども、863万6,000円。あと、

共同製茶等省力化の推進事業で487万9,000円、これが主な内容となっております。

15ページ、よろしくお願いします。

商工業でございます。1,582万5,000円。

主な内容につきましては、雇用促進事業で1,082万5,000円が主な内容となっております。

あと、交流産業でございます。3,576万3,000円で、広域観光推進事業ということで、1,617万円組んでおります。これにつきましては、教育観光、またインバウンド観光の今後の推進ということで上げております。あと、21日もまた協議いただきますけれども、観光案内所の管理運営事業ということで616万8,000円組ませていただいております。これが主な内容となっております。

あと、めくっていただきまして、16ページでございます。

新たな産業の創出ということで1,781万1,000円組んでおります。

主なものにつきましては、茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業ということで1,631万1,000円、グリーンファーム野菜その他のインバウンドの関係の事業でございます。が主な内容となっております。

次に、住民・事業者・行政がともに進める協働プログラムということで、2億981万円組んでおります。

まず、住民の参画のまちづくり事業ということで2,404万2,000円。

主なものにつきましては、昨年9月から地域おこし協力隊に来ていただいておりますけれども、その事業費に1,067万2,000円。これは特交の要素ということで全部参入されるわけでございます。3名の費用を組ませていただいております。

あと、お茶の京都博の事業ということで825万円組んでおります。これにつきましては、茶畑ハウス、また一坪茶室といった事業を和東のほうで予定しておりますので、その事業費ということで組ませていただいております。

次に、１７ページでございます。

情報公開の関係で１，４２３万２，０００円組んでおります。茶源郷行政情報配信事業ということで８００万８，０００円組ませていただいております。これが主な内容でございます。

次に、行財政・地域経営ということで１億４，００１万８，０００円組んでおります。

主な内容につきましては、地方債の繰上償還でございます。７，６０９万５，０００円。あと電子計算の関係で４，１６９万５，０００円組ませていただいております。これが主な内容でございます。

あと、１８ページ、めくっていただきまして、町長選挙で４６２万３，０００円組んでおります。

最後に、広域行政のほうで３，１５１万８，０００円組ませていただいております。これにつきましては、相楽東部広域連合の総務、あと民生の負担金でございます。ほぼ人件費でございます。２，１３１万６，０００円となっております。

以上でございます。あと、一般会計並びに特別会計の予算に関する説明につきましては、それぞれの課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私からは、和束町一般会計と、あと湯船財産区の特別会計につきましてご説明申し上げます。

まず、第１回定例会の議案書をよろしくお願い申し上げます。

議案第１号

平成２９年度和束町一般会計予算

平成 29 年度和束町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30 億 1,950 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 3 月 10 日提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページ、第 1 表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

1 款町税、3 億 6,895 万円。

2 款地方譲与税、2,670 万 7,000 円。

3 款利子割交付金、57 万 4,000 円。

4 款配当割交付金、295 万 4,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 5 8 万 3, 0 0 0 円。

6 款地方消費税交付金、6, 9 5 1 万円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1, 1 9 8 万 2, 0 0 0 円。

8 款自動車取得税交付金、8 0 9 万 4, 0 0 0 円。

9 款地方特例交付金、4 7 万 7, 0 0 0 円。

1 0 款地方交付税、1 5 億 2, 3 0 2 万 5, 0 0 0 円。

1 1 款交通安全対策特別交付金、2 0 万円。

1 2 款分担金及び負担金、7, 3 1 2 万 2, 0 0 0 円。

1 3 款使用料及び手数料、3, 1 3 3 万 4, 0 0 0 円。

1 4 款国庫支出金、2 億 4, 2 3 9 万 4, 0 0 0 円。

1 5 款府支出金、1 億 6, 8 7 1 万 5, 0 0 0 円。

1 6 款財産収入、9 1 万 2, 0 0 0 円。

1 7 款寄附金、1, 0 0 0 円。

1 8 款繰入金、1 億 2, 1 4 8 万 1, 0 0 0 円。

1 9 款繰越金、5 0 0 万円。

2 0 款諸収入、3, 5 4 8 万 5, 0 0 0 円。

2 1 款町債、3 億 2, 7 0 0 万円。

歳入合計 3 0 億 1, 9 5 0 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款議会費、5, 6 2 9 万 5, 0 0 0 円。

2 款総務費、5 億 1 4 1 万 9, 0 0 0 円。

3 款民生費、7 億 7 2 6 万円。

4 款衛生費、4 億 4, 7 0 3 万 6, 0 0 0 円。

5 款農林業費、1 億 1, 1 1 2 万 7, 0 0 0 円。

6 款商工費、5, 6 2 5 万円。

7 款土木費、2 億 7,720 万 9,000 円。

次のページでございます。

8 款消防費、1 億 8,785 万 9,000 円。

9 款教育費、2 億 7,269 万 6,000 円。

10 款災害復旧費、853 万 6,000 円。

11 款公債費、3 億 8,880 万 8,000 円。

12 款諸支出金、5,000 円。

13 款予備費、500 万円。

歳出合計は歳入合計と同額の 30 億 1,950 万円でございます。

第 2 表の地方債でございます。

起債の目的、限度額、記載の方法、利率、償還の方法の順で述べさせていただきます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）でございます。3,500 万円。証書借入又は証券発行。年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるということでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございますので、省略させていただきます。

すこやかエンジェル基金積立事業 1,650 万円、門前橋整備事業（過疎対策事業）で 2,130 万円、道路拡幅改良事業、過疎対策で 2,100 万円、橋りょう補修事業、同じく過疎対策で 490 万円、道路舗装維持管理事業、同じく過疎対策で 1,570 万円、道路舗装維持管理事業、これ辺地対策で 700 万円、相楽東部広域連合

小学校空調整備事業、過疎対策で9,220万円。

次のページでございます。

相楽東部広域連合小学校校舎雨漏り改修事業、過疎対策でございます、880万円。
相楽東部広域連合小学校トイレ改修設計業務事業、同じく過疎対策で140万円、相
楽東部広域連合中学校トイレ改修設計業務事業で、過疎対策分として130万円でご
ざいます。相楽東部広域連合小学校の校内LANの整備事業で710万円、相楽東部
広域連合中学校の校内LAN整備事業で540万円、災害復旧事業で240万円、臨
時財政対策債で8,700万円、合計が3億2,700万円となっております。

続きまして、資料No.1、予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます。5ページ、6ページでございます。

まず歳入、1款町税、1項町民税、1目の個人ということで1億3,370万円6,
000円の予算でございます。

主なものが、1節現年課税分で1億3,070万6,000円でございます。そのう
ち均等割が600万2,000円、所得割が1億2,470万4,000円となってお
ります。

同款、同項、2目の法人で1,323万2,000円でございます。

現年課税分ということで、均等割が989万5,000円、法人税割が333万7,
000円となっております。

1款町税、2項固定資産税、1目の固定資産税で1億8,448万9,000円を計
上しております。

主なものが、1節の現年課税分で1億8,048万9,000円でございます。

内訳といたしまして、土地で5,297万2,000円、家屋で7,383万7,00
0円、償却資産で5,368万円となっております。

1款町税、3項軽自動車税、1目の軽自動車税で1,902万1,000円ござい
ます。

主なものが、1節の現年課税分で1,872万1,000円でございます。

1款町税、4項市町村たばこ税、1目の市町村たばこ税で1,850万2,000円でございます。現年課税分でございます。

2款地方譲与税、2項の自動車重量譲与税、1目の自動車重量譲与税で1,880万8,000円でございます。

おめくりいただきまして、7ページ、8ページでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目の地方消費税交付金で6,951万円でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目のゴルフ場利用税交付金で1,198万2,000円を計上しております。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目の地方交付税で15億2,302万5,000円でございます。

このうち、普通交付税で13億8,242万3,000円、特別交付税で1億4,060万2,000円を見込んでおります。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目の総務費負担金で5,776万5,000円でございます。

1節総務管理費負担金でございまして、そのうち相楽東部広域連合職員の人件費負担金で5,252万4,000円、京都地方税機構の派遣職員の人件費負担金で524万1,000円を計上しております。

同款、同項、2目の民生費負担金で1,468万1,000円ございまして、これにつきましては、2節の児童福祉費負担金で、そのうち保育料が1,200万円を見込んでおります。

次のページでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目の土木使用料で1,081万2,000円でございます。

主なものが、2節の住宅使用料で833万円で、そのうち町営住宅の使用料で730万円を計上しております。

13款使用料及び手数料、2項手数料、3目の衛生手数料で1,204万5,000円で、その主なものとして、2節の清掃手数料で1,190万円、これにつきましては、し尿券の売り捌き手数料となっております。

次のページでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で7,839万2,000円。

1節の社会福祉費負担金で5,039万2,000円、そのうち主なものが障害者自立支援給付費負担金で4,159万円でございます。

54節の児童手当国庫負担金で2,800万円を計上しております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目の土木費国庫補助金で1億3,000万円、これにつきましては、3節の道路橋りょう費補助金でございまして、内訳といたしまして、橋りょう長寿命化修繕計画補助金で910万円、社会資本総合整備交付金、道路分で1億2,090万円となっております。

15款府支出金、1項府負担金、1目の民生費府負担金で6,359万8,000円。

主なものが、1節の社会福祉費負担金で4,317万4,000円、そのうち国保基盤安定負担金で2,121万5,000円となっております。

次のページ、障害者自立支援給付費負担金で2,079万5,000円でございます。

3節の老人福祉費負担金で1,384万4,000円を計上しております。これは、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の拠出金となっております。

○委員長（竹内きみ代君）

説明の途中ですが、ただいまから午前10時35分まで休憩します。

休憩（午前10時18分～午前10時35分）

○委員長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き、説明を続けます。

なお、和束町自治功労者である故渡邊一郎氏告別式参列のため、堀町長、畑議長は退席され、午後から出席される予定であります。

では、説明を続けます。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、説明を続けさせていただきます。

13ページの15款の府支出金からでございます。

15款府支出金、2項府補助金、2目の民生費府補助金で4,047万6,000円でございます。

主なものといたしまして、1節の社会福祉費補助金で2,647万7,000円でございます。その中で、老人医療給付で680万円、重度心身障害老人健康管理事業費補助金で307万9,000円、隣保館運営等事業補助金で659万1,000円を計上しております。

おめくりいただきまして、2節の児童福祉費補助金で1,399万9,000円。

主なものといたしまして、母子乳児の福祉医療給付で合計402万円、市町村未来づくり交付金の保育園バスの運行で294万5,000円、子ども・子育て支援交付金で419万1,000円を計上しております。

同款、同項、4目の農林業費府補助金で2,796万9,000円でございます。

そのうち1節の農業費補助金で2,433万9,000円、その中で中山間地域等の直接支払交付金事業補助金で332万7,000円、共同製茶等省力化推進事業補助金で443万5,000円を計上させていただいております。

次のページでございます。

青年就農給付金で862万5,000円を上げさせていただいております。

おめくりいただきまして、19ページ、20ページでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で4,388万6,000

円でございます。

同款、同項、２目減債基金繰入金で７，６０９万５，０００円でございます。

次のページでございます。

２０款諸収入、４項雑入、１目の雑入で３，１３８万２，０００円でございます。

主なものが、２節の雑入で２，６６８万２，０００円、その中で主なものがゴミ袋代で４００万円、京都府市町村振興協会の市町村等交付金で５２６万３，０００円を計上しております。

次のページでございます。

雇用促進協議会の事務費負担金で１，０８２万５，０００円となっております。

２１款町債、１項町債、１目総務債で３，５００万円。

１節の総務管理債ということで、路線バス維持管理の過疎対策事業債でございます。

同款、同項、２目民生債で１，６５０万円、２節の児童福祉債でございまして、すこやかエンジェル基金の積立金の過疎対策事業債でございます。

同款、同項、４目の土木債で６，９９０万円でございます。

１節の道路橋りょう債でございまして、過疎対策事業債ということで、門前橋整備で２，１３０万円、道路拡幅改良事業で２，１００万円、橋りょう補修事業で４９０万円、舗装維持管理事業で１，５７０万円、辺地対策事業債の舗装維持管理事業で７００万円を計上しております。

同款、同項、５目の教育債で１億１，６２０万円でございます。

１節の教育総務債でございまして、全て過疎対策事業債でございます。小学校の空調整備で９，２２０万円、小学校の雨漏り改修事業で８８０万円、小学校のトイレ改修設計で１４０万円、中学校のトイレ改修設計で１３０万円、小学校の校内ＬＡＮ整備で７１０万円、中学校の校内ＬＡＮ整備で５４０万円を計上しております。

同款、同項、８目の臨時財政対策債で８，７００万円を計上しております。

以上が歳入でございます。

25ページ以降が歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目の議会費で5,629万5,000円の予算でございます。

主なものは、人件費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。主なものにつきましては、人件費と、次のページでございます、11節需用費で1,200万4,000円、そのうち光熱水費で801万7,000円を計上させていただいております。

次のページでございます。

13節の委託料で3,114万3,000円、そのうち例規集の編さんの委託料で815万4,000円、電算ネットワークの保守委託で752万2,000円。同じく電算のシステムサポートで443万7,000円を計上させていただいております。

次のページでございます。

15節の工事請負費で584万2,000円。この中で高圧電気設備改修工事で458万5,000円、これにつきましては、海洋センターのキュービクルの改修でございます。

18節の備品購入費で1,365万3,000円、総合行政情報ネットワーク機器、電算関係の機器類の購入で1,038万1,000円を上げさせていただいております。

19節の負担金補助及び交付金で3,382万3,000円。これにつきましては、共同町村会の情報センターの負担金、電算関係の負担金でございます。それと、相楽東部広域連合負担金で2,115万8,000円を上げさせていただいております。

同款、同項、2目の企画費で1,874万2,000円でございます。

主なものとして、7節の賃金で597万6,000円。これにつきましては、地域おこし協力隊員3名分の賃金でございます。

おめくりいただきまして、同款、同項、3目の文書広報費で1,423万2,000円。

主なものは、人件費と、次のページでございます、14節の使用料及び賃借料で382万9,000円、これにつきましては茶源郷行政情報配信システムのサーバーの使用料でございます。

同款、同項、4目の活性化対策費で1,150万5,000円でございます。

主なものとしたしましては、11節の需用費で455万1,000円、そのうち光熱水費で426万円を計上しております。これにつきましては、体験交流センターと運動公園に係る分でございます。

13節の委託料で547万5,000円でございます。そのうち、和束運動公園の美化事業の委託料で400万円を計上させていただいております。

次のページでございます。

同款、同項、10目の交通安全対策費で460万6,000円でございます。

主なものとしたしまして、次のページでございます、19節の負担金補助及び交付金で355万5,000円、これにつきましては、交通安全灯（防犯灯）の設置維持管理事業補助金ということで各区へ補助させていただく予算として350万円を計上させていただいております。

同款、同項、12目の交通対策費で3,626万1,000円でございます。

主なものが、19節の負担金補助及び交付金で3,513万7,000円、そのうち奈良交通の路線バスの運行維持補助金で3,500万円を計上させていただいております。

2款総務費、2項徴税費、1目の税務総務費で3,105万5,000円でございます。

主なものが人件費と、次のページでございます、19節の負担金補助及び交付金で560万5,000円でございます。そのうち京都地方税機構負担金分として547万8,000円を計上させていただいております。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目の住民戸籍登録費で1,126万8,000

円でございます。これにつきましては、人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、4目の戸籍電算化事業費で945万1,000円でございます。そのうち14節の使用料及び賃借料で893万2,000円、戸籍の総合システムリース料で646万9,000円、戸籍総合システムソフト使用料で246万3,000円の内訳となっております。

2款総務費、4項選挙費、7目の町長選挙費で462万3,000円を計上させていただきます。4月16日執行に係る経費でございます。

ちょっと飛ばさせていただきまして、47ページをよろしく申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費で2億3,947万4,000円でございます。

主なものが、人件費と次のページでございます、13節の委託料で401万3,000円、主なものとして、障がい者の福祉計画策定委託料で158万4,000円でございます。

19節の負担金補助及び交付金2,111万4,000円でございます。そのうち社協の職員の設置補助金で1,691万5,000円を計上させていただきます。

次のページでございます。

20節の扶助費で1億588万円の予算でございます。その中で障害者の福祉医療で954万円。重度心身障害老人の管理事業で612万円。障害者の自立支援で8,218万円を予算化しております。

18節の繰出金で4,997万7,000円でございます。それは国保基盤安定等への繰出でございます。

同款、同項、2目の国民年金事務費でございます。846万2,000円。これにつきましては、人件費が主なものとなっております。

次のページでございます。

同款、同項、3目の老人福祉費で1億9,040万6,000円でございます。その中で主なものが13節の委託料で605万円。高齢者介護予防等支援事業委託料で403万円でございます。

19節の負担金補助及び交付金で6,054万6,000円でございます。その中で後期高齢者療養給付費負担金が5,505万9,000円となっております。

20節の扶助費で1,207万3,000円でございます。うち老人医療費で1,020万円を上げさせていただいております。

28節の繰出金でございます。1億895万9,000円でございます。介護保険事業勘定の繰出金で8,207万5,000円。後期高齢者医療特別会計の繰出金で2,416万4,000円を計上させていただいております。

次のページでございます。

同款、同項、6目の人件ふれあいセンター費で2,933万円でございます。主なものが人件費と、次のページでございます、15節の工事請負費で195万円。これにつきましては、駐車場の舗装改良工事分でございます。

同款、同項、12目の居宅支援費1,195万1,000円でございます。主なものにつきましては、和束町の居宅介護支援事業所の人件費でございます。

次のページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございます。8,605万3,000円でございます。

主なものが、人件費と、次のページでございます、13節の委託料で651万7,000円、そのうちバス運行業務の委託料で599万1,000円。20節の扶助費で5,358万円でございます。母子の福祉医療で276万円、乳児の福祉医療で936万円。児童手当で4,116万円を計上させていただいております。それと25節は積立金でございます。1,650万円。すこやかエンジェル基金への積立金でございます。

同款、同項、3目の保育所費でございます。9,953万8,000円。主なものが人件費と、次のページでございます、11節の需用費1,286万8,000円。そのうち消耗品で235万円。光熱水費で245万4,000円。賄い材料費として752万1,000円を計上させていただいております。

同款、同項、4目のいきいき子ども館費で1,008万円でございます。主なものが7節の賃金で631万2,000円でございます。臨時職員賃金431万9,000円。アルバイト賃金199万3,000円、これにつまましての指導員の賃金でございます。

それと、次のページでございます。

15節の法人請負費で181万円を上げさせていただいております。これはいきいき子ども館の屋根とか樋の改修工事に係る経費でございます。

同款、同項、6目の子育て支援事業費でございます。1,534万8,000円。主なものは、人件費でございます。

次のページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費で5,983万6,000円。主なものが人件費と19節負担金補助及び交付金で3,214万円。このうちの山城病院組合への負担金が3,017万7,000円。相楽郡広域事務組合の分担金、これは休日応急診療所に係る分で194万円を計上させていただいております。

28節の繰出金で1,750万円、これは国保の直診勘定への繰出金でございます。

同款、同項、2目の予防費で2,002万1,000円でございます。主なものが次のページでございます。13節の委託料で1,674万5,000円。そのうちがん診査等の検診の委託料で823万円、予防接種等の委託料で850万円となっております。

同款、同項、4目の環境衛生費で1億9,508万6,000円でございます。主なものが、次のページございまして、28節の繰出金で1億9,183万5,000円。

下水道事業特別会計への繰出金が１億４，１３０万円、簡易水道事業特別会計繰出金が５，０４５５，０００万円となっております。

同款、同項、５目の共同浴場費で１，３１３万９，０００円でございます。その中で主なものが７節の賃金で４８７万５，０００円、１１節の需用費で７４５万８，０００円、燃料費で３２７万８，０００円、光熱水費で３６３万円となっております。

４款衛生費、２項清掃費、１目のじん芥処理費で１億１，３８０万７，０００円でございます。主なものが、次のページでございまして、１９節の負担金補助及び交付金で１億１，２５１万７，０００円でございます。相楽東部広域連合への負担金となっております。

同款、同項、２目のし尿処理費でございます。４，１９９万１，０００円でございます。主なものが１９節の負担金補助及び交付金で４，１５２４，０００万円。そのうち郡の広域事務組合への分担金が２，５６３万７，０００円、同じく、広域事務組合への負担金のし尿券分として１，１９０万円を計上させていただいております。

次のページをよろしく申し上げます。５款農林業費、１項農業費、２目農業総務費で３，７９１万９，０００円でございます。主なものは人件費でございます。

同款、同項、３目農業振興費で３，４７９万８，０００円でございます。そのうち主なものが１３節の委託料１，６３１万１，０００円。これは和束茶を生かした新産業創出事業委託料でございます。１９節の負担金補助及び交付金で１，７０６万５，０００円でございます。中山間地域等の直接支払補助金が４４３万７，０００円、次のページでございます、青年就農給付金給付事業負担金で８６２万５，０００円を上げさせていただいております。

同款、同項、４目の業振興費で１，０８６万円でございます。主なものが、１９節の負担金補助及び交付金で１，０３１万９，０００円でございます。その中で出品茶推進委員会補助金が２００万円、地域ブランド育成支援補助事業で１５０万円、茶園環境改善事業補助金で１７６万円、共同製茶等省力化推進事業補助金が４８７万９，０

００円となっております。

次のページでございます。

５款農林業費、２項林業費、２目の林業振興費で１,２１８万７,０００円でございます。主なものが１３節の委託料で８８３万円でございます。湯船森林公園等の管理委託料で１０５万９,０００円、次のページでございます、松くい虫防除委託料で１８９万円、有害鳥獣捕獲委託で１０７万円、湯船森林公園使用料等の徴収事務業務の委託料で１５０万円、マウンテンバイクコースのメンテナンス委託料で１２９万６,０００円を計上させていただいております。

６款商工費、１項商工費、１目の商工振興費で１,７７９万２,０００円でございます。主なものが、１９節負担金補助及び交付金で１,７７６万２,０００円でございます。そのうち商工会への助成金が５００万円、和東町雇用促進協議会の事務費の負担金で１,０８２万５,０００円を計上させていただいております。

同款、同項、２目観光費で３,８４５万８,０００円でございます。主なものが、１３節の委託料で３,１７５万２,０００円。これはマウンテンバイクの推進事業委託料で１７２万４,０００円、次のページでございます、観光案内所の管理運営委託料で６１６万８,０００円。お茶の京都博の推進に係る委託料で７００万円、広域観光推進業務委託料で１,６１７万円を計上させていただいております。また、１９節の負担金補助及び交付金で３９９万４,０００円でございます。お茶の京都ＤＭＯの負担金が１３０万円。お茶の京都博の市町村の分担金が１２５万円となっております。

７款土木費、１項土木管理費、１目の土木総務費で３,７８７万９,０００円でございます。主なものは、人件費でございます。

次のページでございます。

７款土木費、２項道路橋りょう費、２目の道路維持費で２,６２３万４,０００円でございます。そのうち１３節の委託料で６１５万円、測量設計業務委託で３００万円、町道の台帳整備業務の委託料で２００万円を計上させていただいております。

あと、15節工事請負費として1,600万円でございます。そのうち町道の維持修繕工事が1,000万円。お茶の京都茶いくるラインの整備工事で600万円を上げさせていただいております。

16節の原材料費で240万円でございます。町道補修の材料費で200万円を計上しております。

同款、同項、3目の道路新設改良費で2億217万円でございます。主なものが次のページでございまして、13節の委託料で1,608万円、そのうち橋りょう点検調査業務委託料で1,400万円を計上しております。

15節の工事請負費で1億8,500万円を予算化しております。

7款土木費、5項住宅費、1目の住宅管理費で1,036万4,000円でございます。主なものは、人件費でございます。

次のページをお願い申し上げます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費1億5,389万5,000円でございます。主なものが19節負担金補助及び交付金で1億5,388万5,000円、相楽中部消防組合への負担金でございます。

同款、同項、2目の非常備消防費で2,525万3,000円でございます。そのうち1節の報酬で506万6,000円。消防団員の報酬として502万円を上げさせていただいております。

8節報償費で480万5,000円。そのうち退職報償金として450万円でございます。

9節の旅費で230万9,000円。費用弁償ということで消防団の出動手当でございますが、230万4,000円を上げさせていただいております。

それと次のページでございます。

19節の負担金補助及び交付金で877万円。そのうち公務災害補償等共済掛金が584万円、消防団運営に係る経費の補助金が236万7,000円となっております。

す。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費で2 億7,269 万6,000 円でございます。主なものは、19 節の負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合への負担金でございます。

次のページをよろしくお願いします。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金3 億6,299 万2,000 円でございます。

23 節の償還金利子及び割引料でございまして、そのうち元金が2 億8,689 万7,000 円、繰上償還元金が7,609 万5,000 円となっております。

同款、同項、2 目の利子でございます。2,581 万6,000 円でございます。

23 節の償還金利子及び割引料でございまして、償還利子が2,481 万6,000 円、一時借入金の利子で100 万円を計上させていただいております。

97 ページから99 ページまでには、給与費の明細を添付させていただいておりますので、またお目通しいただきたいと思います。

次、100 ページでございます。

債務負担行為で、平成30 年度以降にわたるものについての平成28 年度末までの支出額及び支出額の見込み及び平成29 年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。事項といたしまして、戸籍電子化業務委託でございます。限度額が6,130 万6,000 円。28 年度末までの支出見込額でございますが、期間として平成25 年度から平成28 年度までで2,178 万9,000 円でございます。平成29 年度以降の支出予定額でございますけれども、期間が平成29 年度から平成31 年度まで、金額が3,951 万7,000 円となっております。全て一般財源ということとなっております。

最後のページでございます。

町債の平成27 年度末における現在高並びに平成28 年度末及び平成29 年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分といたしまして、１の普通債でございます。平成２７年度末現在高が２０億４６万２,０００円でございます。２８年度末現在高見込額が２３億５,９０６万８,０００円でございます。２９年度中の増減でございますけれども、２９年度中の起債の見込額が２億３,７６０万円、平成２９年中に元金の償還の見込額が２億９１４万６,０００円でございます。２９年度末の現在高見込額が２３億８,７５２万２,０００円となっております。

２の災害復旧でございますけれども、２７年度末の現在高が１億１,７３２万５,０００円、２８年度末の見込みが１億９８４万５,０００円、２９年度中の起債の見込みが２４０万円、２９年度中の元金の償還が１,５０５万９,０００円、２９年度末の残高が９,７１８万６,０００円となっております。

３のその他ということで、２７年度末現在高が１３億８,４８５万３,０００円、２８年度末の現在高が１３億３２８万６,０００円、２９年度中の起債が８,７００万円、２９年度中の元金の償還が１億３,８７８万７,０００円、２９年度末の残高見込みが１２億５,１４９万９,０００円となっております。

合計で、２７年度末現在高が３５億２６４万円、２８年度末の現在高でございますが、３７億７,２１９万９,０００円、２９年度中の起債見込額が３億２,７００万円、２９年度中の元金の償還が３億６,２９９万２,０００円、平成２９年度末の現在高の見込みが３７億３,６２０万７,０００円となるということでございます。

以上が、議案第１号の和束町一般会計予算のご説明でございます。

引き続きまして、議案第２号。湯船財産区特会のご説明を申し上げます。

議案書をよろしくお願い申し上げます。

議案第２号

平成２９年度和束町湯船財産区特別会計予算

平成２９年度和束町湯船財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 6 8 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

次のページ、第 1 表の歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

1 款財産収入、1,000 円。

3 款繰入金、6 3 2 万 9,000 円。

4 款繰越金、50 万円。

5 款諸収入、55 万円。

6 款寄附金、130 万円。

歳入合計、8 6 8 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款管理会費、2 2 万 8,000 円。

2 款総務費、8 2 5 万 2,000 円。

4 款予備費、20 万円。

歳出合計は、同額の 8 6 8 万円でございます。

資料 N o . 2 の和束町湯船財産区特別会計予算に係ります予算に関する説明書をお願い申し上げます。

総括は省略させていただきます。5 ページ、6 ページでございます。

まず、歳入でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金で 6 3 2 万 9,000 円でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で 50 万円。

5 款諸収入、2 項雑入、1 雑入で 5 4 万 9, 0 0 0 円。

6 款寄附金、1 項寄附金、1 目の総務費寄附金で 1 3 0 万円。これは自動車購入に係ります指定寄附金でございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款管理会費、1 項管理会費、1 目管理会費で 2 2 万 8, 0 0 0 円でございます。管理会の運営に係る経費でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費で 5 8 3 万 7, 0 0 0 円となっております。主なものは、人件費でございます。

同款、同項、2 目財産管理費で 2 4 1 万 5, 0 0 0 円でございます。その中で、1 8 節の備品購入でございます。1 2 0 万円ということで公用車の購入に係る費用を計上させていただいております。

1 1 ページ以降につきましては、給与費の明細書を添付させていただいております。

以上で和東町湯船財産区特別会計予算のご説明を終わらせていただきます。

なお、他の特別会計につきましては、所管の課長からご説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（竹内きみ代君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きますて、私のほうからは、議案第 3 号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 3 号

平成 2 9 年度和東町国民健康保険特別会計予算

平成 2 9 年度和東町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 5 5 0 万円、直

営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,960万円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれ5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月10日提出

和束町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、歳入でございます。

第1表 歳入歳出予算。歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1億3,941万6,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円。

3 款国庫支出金、1億7,320万1,000円。

4 款療養給付費交付金、630万1,000円。

5 款前期高齢者交付金、2億1,714万2,000円。

6 款府支出金、6,098万1,000円。

7 款共同事業交付金、1億5,847万5,000円。

8 款財産収入、2,000円。

9 款繰入金、4,977万7,000円。

10 款繰越金、1,000 円。

11 款諸収入、10 万 4,000 円。

歳入合計 8 億 550 万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、343 万 7,000 円。

2 款保険給付費、4 億 6,710 万 5,000 円。

3 款後期高齢者支援金等、8,578 万 3,000 円。

4 款前期高齢者給付金等、6 万 5,000 円。

5 款老人保健拠出金、5,000 円。

6 款介護納付金、3,450 万円。

7 款共同事業拠出金、1 億 9,289 万 6,000 円。

8 款保健施設費、1,227 万 5,000 円。

9 款公債費、403 万円。

10 款諸支出金、40 万 4,000 円。

11 款予備費、500 万円。

歳出合計、8 億 550 万円。

続きまして、資料 No. 3、予算に関する説明書により説明させていただきます。

1 ページから 4 ページの総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 億 3,292 万 9,000 円。

2 目退職被保険者等国民健康保険税 648 万 7,000 円。

内容といたしまして、いずれも医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰り越し分でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 1 億 1,926 万 5,000 円。

主なものといたしまして、1 節の現年度分で、内容といたしましては、療養給付分で 8,070 万 4,000 円、介護納付金負担金が 1,104 万円、後期高齢者医療費支援金負担金が 2,752 万円でございます。

同款、同項の 2 目高額医療費共同事業負担金 917 万 1,000 円。

同款、同項、4 目特定健康診査等負担金 100 万円でございます。

同款、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 4,376 万 5,000 円でございます。

4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金が 630 万 1,000 円でございます。

めくっていただきまして、7 ページお願いいたします。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金で 2 億 1,714 万 2,000 円。

6 款府支出金、1 項府負担金、1 目高額医療費共同事業負担金で 917 万 1,000 円。主なもの、内容といたしましては、現年度分でございます。

同款、同項、2 目特定健康診査等負担金 100 万円。

同款、2 項府補助金、2 目財政調整交付金 5,081 万円。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金 1,408 万 3,000 円。高額医療費共同事業拠出金でございます。

同款、同項の 3 目保険財政共同安定化事業交付金 1 億 4,439 万 2,000 円でございます。

9 款繰入金、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金 3,600 万円。

同款、同項、4 目財政安定化支援事業繰入金 723 万 7,000 円でございます。

以上が、歳入の主なものでございます。

続きまして、10 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 9 9 万 7, 0 0 0 円。

主なものといたしましては、1 2 節の役務費で 1 4 0 万 5, 0 0 0 円。そのうち通信運搬費で 7 4 万 4, 0 0 0 円。共同電算処理手数料で 6 6 万円を計上しております。

めくっていただきまして、1 3 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 3 億 8, 9 8 4 万円。

2 目退職被保険者等療養給付費 1, 2 7 2 万円。

3 目一般被保険者療養費 3 7 9 万 2, 0 0 0 円。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 5, 1 5 5 万円。

同款、同項、2 目退職被保険者等高額療養費で 3 0 0 万円。

めくっていただきまして 1 5 ページでございます。

同款、6 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 3 3 6 万円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金 8, 5 7 7 万 3, 0 0 0 円。

めくっていただきまして、1 7 ページをお願いいたします。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金 3, 4 5 0 万円でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額療養費共同事業医療費拠出金 3, 6 6 8 万 8, 0 0 0 円でございます。

同款、同項、5 目保険財政共同安定化事業拠出金 1 億 5, 6 1 7 万 9, 0 0 0 円でございます。

続きまして、8 款保健施設費、1 項保健施設費、1 目疾病予防費 7 9 3 万 8, 0 0 0 円。主なものといたしまして、1 3 節の委託料 6 4 3 万 4, 0 0 0 円で、内容としては、人間ドック検査委託料が 5 7 1 万 2, 0 0 0 円でございます。

めくっていただきまして、1 9 ページをお願いいたします。

同款、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費 4 3 3 万 7, 0 0 0

円。主なものといたしましては、１３節委託料の４０３万８,０００円で、特定健康診査の委託料でございます。

９款公債費、１項公債費、１目元金４００万円。主なものといたしましては、２３節の償還金利子及び割引料の償還金の４００万円でございます。これにつきましては、最後のページにつけておりますが、国民健康保険広域化等支援事業、京都府から２,０００万円借り入れておりますが、その元金の償還金でございます。

１１款予備費、１項予備費、１目予備費として５００万円。

歳出の主なものは以上でございます。

最後のページ２１ページをお願いいたします。

町債の平成２７年度末における現在高並びに平成２８年度末及び平成２９年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分といたしまして、国民健康保険広域化等支援事業、平成２７年度末の現在高は１,２００万円、平成２８年度末現在高の見込み額が８００万円、平成２９年度中上限見込みの起債見込額はゼロ。平成２９年度中元金償還見込額が４００万円、平成２９年度末現在高見込額が４００万円、計も同額でございます。

以上、平成２９年度の国民健康保険特別会計予算事業勘定のご説明をさせていただきました。

直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私のほうからは、議案第３号、平成２９年度和束町国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定につきまして説明させていただきます。

なお、議案第３号につきましては、さきに税住民課長が説明いたしましたので、省

略させていただきます。

議案第3号の3枚目でございます。よろしくお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

1. 歳入。

1 款診療収入、7,343万5,000円。

2 款使用料及び手数料、37万円。

5 款繰越金、30万円。

6 款繰入金、1,750万円。

7 款財産収入、1,000円。

8 款諸収入、799万4,000円。

歳入合計、9,960万円でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

1 款総務費、5,890万1,000円。

2 款医業費、4,048万6,000円。

3 款公債費、1万3,000円。

5 款予備費、20万円。

歳出合計は歳入合計と同額の9,960万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書でございます。資料ナンバー直営診療施設勘定のほう、よろしくお願いいたします。

総括は省略させていただきます、5ページ、6ページの歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目の国民健康保険診療収入で1,500万円。現年度分としてでございます。

同款、同項の7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入でございます、3,823万円。現年度分でございます。

6 款の繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目の一般会計繰入金 1,750 万円でございます。一般会計繰入金でございます。

8 款の諸収入、2 項受託収入、1 目の検診等受託収入で 774 万 3,000 円ということでございます。

ちょっとめくっていただいて、9 ページ、10 ページの歳出のほうに移らせていただきます。

歳出。1 款総務費、1 項施設管理費、1 目の一般管理費 5,879 万 6,000 円。

主なものとしましては、人件費等、そして 11 節の需用費 213 万 7,000 円。そのうちの修繕費が 90 万円でございます。

それと、13 節の委託料で、384 万 2,000 円。レントゲン保守点検委託料で 49 万 9,000 円。そして、診療所医師派遣業務委託料で 208 万 8,000 円。これは、京都山城総合医療センターからの医師派遣による委託料でございます。

めくっていただきまして、2 款の医業費、1 項の医業費、2 目の医療用消耗器材費で、508 万 6,000 円。そのうちの 14 節の使用料及び賃借料で、470 万 6,000 円となっております。

それと、同款、同項の 3 目の医薬品衛生材料費、3,200 万円。これにつきましては、11 節の医薬品材料費で 3,200 万円となっております。

歳出のほうは以上でございます。

それと、13 から 16 ページまでは、職員の給与費明細等に記載しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

説明の途中ですが、ただいまから午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩（午前 11 時 31 分～午後 1 時 30 分）

○委員長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き説明を続けます。

初めに、発言される方はマイクの位置を調整して、聞きやすいように発言してください。

では、建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第４号、和束町簡易水道特別会計予算並びに議案第５号、和束町下水道事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

議案書第４号をお開きください。

議案第４号

平成２９年度和束町簡易水道事業特別会計予算

平成２９年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億８,６１８万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

（一時借入金）

第３条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、５,０００万円と定める。

平成２９年３月１０日提出

和束町長 堀 忠 雄

１枚をおめくりください。

歳入歳出予算。第1表でございます。

最初に歳入。

1 款使用料及び手数料、7,705万6,000円。

2 款分担金及び負担金、71万2,000円。

3 款国庫支出金、7,740万円。

5 款繰入金、5,045万5,000円。

6 款繰越金、100万円。

7 款諸収入、655万7,000円。

8 款町債、1億7,300万円。

歳入合計、3億8,618万円。

続きまして歳出。

1 款総務費、4,744万9,000円。

2 款施設費、2億5,049万円。

3 款公債費、8,724万1,000円。

4 款予備費、100万円。

歳出合計は、3億8,618万円です。

第2表 地方債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で説明させていただきます。

水道施設整備事業費、1億7,300万円。証書借入又は証券発行。年5%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

それでは、説明資料第4、予算に関する説明資料第4をごらんください。

1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページにつきましては、省略させていただきます。

まず歳入です。

歳入。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 7,700 万円。主なものとしまして、現年度使用料でございます。7,600 万円。

続きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目施設費国庫補助金でございます。7,740 万円。1 節の施設費補助金でございます。生活基盤施設耐震化等交付金として7,740 万円の入を計上しております。

続きまして、5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5,045 万 5,000 円。1 節の一般会計繰入金で5,045 万 5,000 円でございます。

続きまして諸収入。7 款諸収入、2 項雑入でございます。1 目雑入 655 万 5,000 円。1 節の雑入で消費税の還付金を 655 万円入に計上しております。

次、めくっていただきまして、8 款町債、1 項町債、1 目施設債 1 億 7,300 万円。1 節の施設債。水道施設整備事業債として 1 億 7,300 万円を予定しております。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出の主なもののみ説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。

1 1 節の需用費。光熱水費が 616 万 4,000 円、修繕費の 865 万 3,000 円でございます。

1 2 節役務費、水道施設の保険料として 271 万 4,000 円計上しております。

めくっていただきまして、2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費でございます。2 億 5,49 万円、主なものとしまして、1 3 節委託料の統合簡易水道整備工事設計委託契約で、1,533 万 9,000 円。

並びに 15 節で工事請負費、統合簡水の工事費でございます。2 億 3,515 万 1,000 円です。

続きまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金 6,612 万円。23 節の償還金利子及び割引としまして、6,612 万円。

同款、同項の 2、利子でございます。2,112 万 1,000 円。23 節の償還金利子及び割引料としまして、2,112 万 1,000 円でございます。

以上、簡易水道特別会計の歳入歳出でございます。

その後、職員の給与等の明細をつけさせていただいております。

続きまして、16 ページ。

○委員長（竹内きみ代君）

説明の途中ですが、停電のため、ただいまから午後 1 時 45 分まで休憩します。

休憩（午後 1 時 40 分～午後 1 時 45 分）

○委員長（竹内きみ代君）

それでは再開いたします。

説明を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、先ほどの説明に引き続き、16 ページから再度説明させていただきます。

町債の平成 27 年度末における現在高並びに平成 28 年度末及び平成 29 年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、平成 27 年度末現在高、平成 28 年度末現在見込額、平成 29 年度中増減見込み、平成 29 年度末現在高見込額、並びに平成 29 年度中起債見込額、平成 29 年度中元金償還金償還見込額の順で説明させていただきます。

簡易水道整備事業債 11 億 8,148 万 2,000 円。13 億 2,565 万 8,000 円。1 億 7,300 万。6,612 万円。14 億 3,253 万 8,000 円。計でござい

ます。１１億８，１４８万２，０００円。１３億２，５６５万８，０００円。１億７，３００万円。６，６１２万円。１４億３，２５３万８，０００円でございます。

以上、和束町簡易水道事業特別会計平成２９年度の予算説明でございます。

引き続きまして、平成２９年度和束町下水道特別会計予算についてご説明させていただきます。

議案書、第５号をお開きください。

議案第５号

平成２９年度和束町下水道事業特別会計予算

平成２９年度和束町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億１，５６０万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

（一時借入金）

第３条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、５，０００万円と定める。

平成２９年３月１０日提出

和束町長 堀 忠 雄

１枚おめくりください。第１表 歳入歳出予算でございます。

歳入。

１款分担金及び負担金、１１０万円。

2 款使用料及び手数料、3,001万6,000円。

5 款繰入金、1億4,138万円。

6 款繰越金、200万円。

7 款諸収入、4,000円。

8 款町債、4,110万円。

歳入合計、2億1,560万円でございます。

歳出でございます。

1 款総務費、1,992万5,000円。

2 款管理費、3,628万2,000円。

4 款公債費、1億5,889万3,000円。

5 款予備費、50万円。

歳出合計でございます。2億1,560万円。

1 枚おめくりいただきまして、第2表 地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で説明させていただきます。

下水道事業。4,110万円。証書借入又は証券発行。年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

それでは、予算の説明第5、平成29年度和東町下水道事業特別会計予算をお開きください。

1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページは割愛させていただきます。

2. 歳入でございます。

歳入。1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金110万円。

3 節公共汚水ます等設置分担金でございます。分担金として100万円計上しております。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、下水道使用料でございます。2,995万5,000円。

1 節の下水道使用料及び現年度分。主なものとしまして、現年度分の下水道料金として、2,975万5,000円を計上しております。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金1億4,138万円。

1 節の一般会計繰入金でございます。金額に1億4,138万円でございます。

めくっていただきまして、8 款町債、1 項町債でございます。1 目下水道事業債4,110万円。

1 節の特定環境保全公共下水道事業債としまして、4,110万円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

歳出。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,992万5,000円。主に人件費と27 節の公課費、消費税487万9,000円でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費3,095万8,000。主なものとしまして、浄水場の11 節需用費、光熱費の366万円でございます。合わせて、13 節委託料の処理場運転委託管理が1,950万円及び汚泥の処理運搬費として562万7,000円でございます。

同款、同項、2 目の管渠管理費532万4,000円。主なものとしまして、11 節の需用費、おめくりいただきまして、光熱水費の226万円でございます。主にマンホールポンプの電気代等でございます。

4 款公債費、1 項公債費、1 目元金1億2,540万3,000円。

23 節の償還金利子及び割引料、償還金としまして1億2,540万3,000円でございます。

同款、同項、２目の利子３,３４９万円、２３節の償還金利子及び割引料として３,３４９万でございます。

めくっていただきまして、同様、職員の人事等に関する資料でございます。お目通しをよろしくお願いいたします。

１６ページをお願いします。

町債の平成２７年度末における現在高並びに平成２８年度末及び平成２９年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分。平成２７年度末現在高。平成２８年度末現在高見込額。平成２９年度中増減見込のうち平成２９年度中起債見込額。平成２９年度中元金償還見込額。平成２９年度末現在高見込額で説明させていただきます。下水道事業債。２０億８,８７２万３,０００円。２０億１,６６６万円。４,１１０万円。１億２,５４０万３,０００円。１９億３,２３５万７,０００円。計でございます、２０億８,８７２万３,０００円。２０億１,６６６万円。４,１１０万円。１億２,５４０万３,０００円。１９億３,２３５万７,０００円でございます。

以上、議案第４号、第５号の説明とさせていただきます。

○委員長（竹内きみ代君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、議案第６号、平成２９年度和束町介護保険特別会計予算について説明させていただきたいと思いますが、議案第６号の裏面でございます。第１表、歳入歳出予算の歳入の金額のところ。大変議案書の綴じ込みの関係で見にくくなっております。議員の皆様につきましては、別途、１枚ですが、その資料をお配りしておりますので、第１表、歳入歳出予算の歳入につきましては、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、議案第６号、平成２９年度和束町介護保険特別会計予算について説明さ

せていただきます。

議案第 6 号

平成 29 年度和束町介護保険特別会計予算

平成 29 年度和束町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 7,250 万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 530 万円と定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による保険事業勘定の一時借入金の借り入れの最高額は、6,000 万円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 29 年 3 月 10 日提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算、歳入でございます。

1 款保険料、1 億 1,155 万 5,000 円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 3,630 万 6,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 5,410 万 4,000 円。

5 款府支出金、8,645 万 1,000 円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、8,407 万 6,000 円。

8 款諸収入、5,000 円。

9 款繰越金、1,000 円。

歳入合計 5 億 7,250 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、931 万 6,000 円。

2 款保険給付費、5 億 3,159 万 9,000 円。

4 款地域支援事業費、3,051 万 9,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円。

6 款公債費、5 万 1,000 円。

7 款諸支出金、72 万円。

1 ページめくっていただきまして、8 款予備費、29 万 4,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額の 5 億 7,250 万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書 No. 6 和束町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）をごらんいただきたいと思います。

1 ページから 4 ページまでにつきましては省略させていただきまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1 億 1,155 万 5,000 円。2 節の現年度分普通徴収保険料 485 万 4,000 円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 9,092 万 1,000 円。これにつきましては、現年度分でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 3,707 万 8,000 円。現年

度分調整交付金でございます。

同じく 2 目の地域支援事業交付金総合事業 3 7 6 万 1, 0 0 0 円。1 節の現年度分でございます。

3 目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業 4 5 4 万 6, 0 0 0 円。これにつきましても 1 節の現年度分でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 1 億 4, 8 8 4 万 1, 0 0 0 円。1 節の現年度分でございます。

2 目地域支援事業支援交付金 5 2 6 万 3, 0 0 0 円。1 節の現年度分でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金 8, 1 8 4 万円。1 節の現年度でございます。

1 ページめくっていただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 6, 6 4 4 万 5, 0 0 0 円。1 節の介護給付費に係る一般会計の繰入金 6, 6 4 4 万 5, 0 0 0 円でございます。

4 目のその他一般会計費繰入金 9 6 0 万 3, 0 0 0 円。1 節の事務費等繰入金でございます。

続きまして、めくっていただきまして、歳出でございます。9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。歳出につきましても主なもののみ説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 4 4 9 万 2, 0 0 0 円でございます。

主なものとしましては、1 3 節の委託料 2 8 0 万円。これにつきましては、第 7 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期の介護保険事業計画策定に係る委託料でございます。

同じく 1 9 節の負担金補助及び交付金 8 2 万 9, 0 0 0 円。これにつきましては、京都府自治体情報センターの電算システムに係る負担金でございます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費 2 2 2 万 6, 0 0 0 円でございます。主なものとしましては、1 2 節の役務費 1 4 3 万 9, 0 0 0 円、手数料で

主治医意見書作成手数料 1 3 2 万 9 , 0 0 0 円でございます。

同款、同項、2 目の認定審査会委託負担金 2 1 2 万円。1 9 節の負担金補助及び交付金で、介護認定審査会に係ります負担金でございます。

めくっていただきまして、1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 1 億 6 , 5 5 0 万円でございます。これにつきましては、負担金補助及び交付金ということで、居宅介護サービスに係ります介護保険給付費でございます。

同じく 3 目地域密着型介護サービス給付費 1 , 0 0 0 万。これにつきましても 1 9 節の負担金補助及び交付金で、地域密着型介護サービスに係ります介護保険給付費でございます。

5 目施設介護サービス給付費 2 億 6 , 4 0 0 万円。施設介護サービス給付費に係ります費用でございます。

9 目居宅介護サービス計画給付費 1 , 8 0 0 万円。居宅介護サービス計画に係ります介護保険給付費でございます。

めくっていただきまして、1 3 ページ、1 4 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費 1 , 0 4 6 万円。これにつきましても 1 9 節の負担金補助及び交付金で、介護予防給付費に係る負担金でございます。

めくっていただきまして、1 5 ページ、1 6 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費 1 , 2 2 5 万円でございます。高額介護サービスに係ります介護保険給付費でございます。

同款、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費 4 , 3 3 0 万 6 , 0 0 0 円。1 9 節の負担金補助及び交付金で、これにつきましては、施設入所されている方の食費、居住費の軽減負担分でございます。

めくっていただきまして、1 7 ページ、1 8 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費 9 4 9 万 9, 0 0 0 円。主なものとしましては、1 3 節委託料 6 7 4 万円。これにつきましては、来月 4 月から移行させていただきます総合事業に係りますデイサービス・ホームヘルパーサービスの委託料でございます。

1 9 節の負担金補助及び交付金 2 7 3 万 9, 0 0 0 円。これにつきましても総合事業に係りますデイサービス・ホームヘルパーサービスの費用でございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 4 9 4 万 2, 0 0 0 円。主なものとしましては、職員人件費でございます。

めくっていただきまして、1 9 ページ、2 0 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費 4 3 6 万 4, 0 0 0 円。主なものとしましては、委託料、1 3 節の委託料 4 3 4 万 4, 0 0 0 円でございます。これにつきましては、4 月から実施するいきいき元気塾、またシニアライフサポート学級の事業に係る委託料でございます。

4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、2 目総合相談事業費 8 3 5 万 9, 0 0 0 円。主なものとしましては、7 節の賃金。これにつきましては、臨時職員賃金で 7 3 8 万円。そのうち社会福祉士、ケアマネジャー 2 名の嘱託に係ります賃金で 6 2 9 万 4, 0 0 0 円を計上させていただいております。

7 目の生活支援体制整備事業費 2 4 0 万円。1 3 節の委託料 2 4 0 万でございます。

以上が、平成 2 9 年度の和束町介護保険特別会計保険事業に係ります歳入歳出でございます。

2 5 ページ、2 6 ページ、2 7 ページにつきましては、給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、和束町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）について説明させていただきます。

議案書に戻っていただきまして、先ほどの保険事業勘定の次のページからになります。

す。

歳入でございます。

1 款 サービス収入 2 5 8 万円。

2 款 繰入金 2 7 2 万円。

歳入合計が 5 3 0 万円でございます。

めくっていただきまして、続きまして歳出でございます。

1 款 総務費 4 5 1 万 5 , 0 0 0 円。

2 款 事業費 6 9 万 7 , 0 0 0 円。

3 款 予備費 8 万 8 , 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額の 5 3 0 万円でございます。

続いて予算に関する説明書 N o . 6 、和束町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）のほうをごらんいただきたいと思います。

1 ページから 4 ページまでは重複しますので省略させていただきまして、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款 サービス収入、1 項 予防給付費収入、1 目 居宅支援サービス計画費収入、今年度予算額 2 5 8 万円でございます。

1 節の居宅支援サービス計画費収入が 2 5 8 万円でございます。

2 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 一般会計繰入金 2 7 2 万円。一般会計繰入金でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費 4 5 1 万 5 , 0 0 0 円でございます。

主なものとしましては、第 2 節から 4 節までの職員人件費でございます。

2 款 事業費、1 項 居宅介護支援事業費、1 目 居宅介護支援事業費、本年度予算額 6

9万7,000円。13節委託料、介護予防計画策定に係ります委託料でございます。

9ページ、10ページ、11ページにつきましては、給与費明細書を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、議案第6号、平成29年度和束町介護保険特別会計予算でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私のほうから議案第7号につきまして説明申し上げます。

議案書のほうをお開きいただきたいと思います。

議案第7号

平成29年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,380万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年3月10日提出

和束町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算をお開きいただきたいと思います。
まず歳入でございます。

1 款保険料、3,649万5,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円。

3 款繰入金、2,416万4,000円。

4 款繰越金、24万2,000円。

5 款諸収入、2 8 8 万 9 , 0 0 0 円。

歳入合計、6 , 3 8 0 万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、6 2 万 9 , 0 0 0 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、5 , 7 5 3 万円。

3 款保健事業費、5 1 6 万 7 , 0 0 0 円。

4 款諸支出金、2 0 万 1 , 0 0 0 円。

5 款予備費、2 7 万 3 , 0 0 0 円。

歳出合計 6 , 3 8 0 万円。

続きまして資料 N o . 7 、予算に関する説明書によりましてご説明させていただきます。

1 ページから 4 ページの総括は省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお開けください。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料 2 , 2 5 6 万 4 , 0 0 0 円。現年度分の特別徴収保険料でございます。

2 目普通徴収保険料 1 , 3 9 3 万 1 , 0 0 0 円。主なものといたしまして、1 節現年度分で 1 , 3 8 3 万 1 , 0 0 0 円を計上しております。

続きまして、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 , 4 1 6 万 4 , 0 0 0 円。主なものといたしまして、2 節の保健基盤安定繰入金 1 , 8 4 6 万円でございます。

5 款諸収入、4 項雑入、3 目雑入 2 6 6 万 7 , 0 0 0 円を見込んでおります。

続きまして、7 ページ、8 ページをお開きください。

歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後

期高齢者医療広域連合納付金 5,753 万円でございます。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費 516 万 7,000 円
主なものといたしまして、13 節の委託料、健康診査委託料で 484 万円を計上して
おります。人間ドック等健康診査に係ります委託料でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

以上で、各課長による平成 29 年度予算についての説明が終わりました。

会議の途中ですが、ただいまから午後 2 時 35 分まで休憩します。

休憩（午後 2 時 20 分～午後 2 時 35 分）

○委員長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

これから質疑を行います。

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、一般会計の 32 ページ、または 92 ページに関連しまして、いわゆる相楽東
部広域連合負担金に関係して幾つかお聞きしたいと思います。

先日の一般質問などでもいわゆる広域連合の問題について質疑がありました。また、
先日開かれました連合議会におきましても、いわゆる 8 年が経過して 9 年目を迎える
連合とまた連合教育委員会というもののあり方について、一定の議論がされたという
ふうに思います。

そこで、町長にまずお聞きしておきたいんですけども、先日の一般質問の答弁の中
でですね、こういった広域連合でやるべき事務というものは、まだまだあるというふ
うに言われておりましたけども、具体的にこの今の和東町の事務の中でどういう事務

を想定して言うておられるのか。その辺ちょっと答弁いただけますか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

基本的に今、この中で具体的に広域構想が具体化しているということではありません。お尋ねいただいておったのは、将来広域連合という中で、広域行政的な事業がまだまだそのときそのとき出てくると、このように申し上げているわけであります。

といいますのは、考えられるのは、基本的には1町で持つことよりも、この3町村で行政をする方がより効果的で、これ、効果的というのは行政水準を上げるのに効果的と、こういうことをご理解いただきたいんですが、行政水準を高めると、そういう意味で非常に効果的なものは連携するというのが今後多く予想されます。

今も各3町村連携して取り組んでいる内容というのは観光事業もそうなんですけども、いろんなものがあるわけであります。これからは、農業振興においても、また観光においても、いろんな面において、そういうものが予想されるんじゃないかなと、このように思っております。そう言いますのは、国の流れも、近隣の流れも、連携業務によって進んでいる内容というのが、非常にこの最近多く占めておりますので、そういう分野でこれから予想されるんじゃないかなと、このように思っております。当然、ここに今、岡本委員はこの中でどれだというご質問ですか。この中で広域ということになかなか、これはもう知事の認可をもうて進めていかなきゃならない問題もありますので、まだそこまでは到達してないのでちょっと漠然的な答弁でお許しいただきたいんですけども、そういう感覚の中で将来予想されると、こういうことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

余り具体的なものは無いということでしたけども、この前の答弁では大変まだまだあるって言われますとね、大変革新的に何がどうなのかということがあるのかというふうに思ってしまうほど一定、断定的な言い方されてましたので、ちょっと聞いたわけですけども。ただ、今言われていたような中でも、例えば観光であるとか、農業分野であるとかっていうふうに出ておりましたけどもですね、その辺やはり、今後具体的にになった場合には、やはり議会に対してもやはり早めにちゃんと示していただかないと、やはりばくつとしたものの中で議論してもよろしくないと思いますので、そこはちょっとお願いしておきたいんですが。

もう一点ですね、今ちょっと言われましたように、こういった広域で取り組むことがいわゆる時代の流れみたいなことを今言われましたよね。先日も同じようなことを言われたと思うんです。そういった場合に、もし、その流れということがもしあるのであれば、今、広域連合で扱っておられる例えば教育委員会の全ての事務を広域連合でやってるわけですけども、これはどうなのかなと思うんですよね。連合ができてから、先ほど来言ってますように9年目を迎えていると。要は8年たった。そういう中で、じゃあ、教育委員会の事務というものをこういう広域連合で全てですよ、全ての事務について扱うということが、果たして流れになったのかと。流れなのかということが大変大事だと思うんですが、一応、総務課長にお聞きしておきたいんですけど、一応、広域連携とか広域行政の担当されてますから知っておられると思うんですけども、その教育委員会の全ての事務をこの相楽東部のような形でやられてるようなケースというのは全国で幾つありますか。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。教育委員会全体の事務を広域連合で行っているというケースにつきましては、全国で相楽東部広域連合一つと認識しております。

北海道のほうで連合の教育委員会を設置しているところはございますけれども、それは給食に関するものであるという認識を持っておるところでございます。これにつきましては、文部科学省のホームページより入手した情報でございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

そういうことですね。今一部、本当に教育にかかわる本当に一部の事務について広域連合で扱っているのは、今言われたように北海道のほうであります。私も知ってますけども。ただ、本当に教育行政全体をこの広域連合にもう任せてしまっているようなケースというのは、今現在もありませんし、8 年前からですね、この8 年たった中で広がったのかって言ったら広がってないと。一つしかないんですからね。これが現実だと思うんですよ。そういう意味では、町長にお聞きしておきたいんですけどね。少なくとも、教育委員会の事務というのは、そういう流れとは言えないと。これはお認めになると思うんですけども、それはそれだけで結構ですけど、いわゆる教育委員会の事務をこういう広域連合でやるということは、いわゆる今の全国の流れということではないと。それはお認めになりますね。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、答弁しましたように、この連合でやっているというところの流れにはなっていないと、こういうこと。各町数の数から言えばですね、ふえてきてないと、こういうことです。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○ 7 番（岡本正意君）

そうですね。そりゃもう一つしかないんですから。そうでないということは言えないと思うんですね。じゃあ、それがこれから流れになるのかということも含めてですね、それは決してならないと思うんですね。要は 8 年前と言いますと、かなり行財政的にもですね、その三位一体改革云々でありまして、大変小さい町村の財政が、意図的に危機的な状況に、国の指導によって行われた時期で、そういう点でこの相楽東部ではその教育委員会の事務を統合することで一定経費を浮かしたいと、そういう動機の中でされたということなんですね。

ですから、そういう点では、そういうことは全国どこでも同じだったわけです。でも、この 8 年間の間に教育委員会というものは、負う全ての事務を広域連合というのはここでしかなかったわけですから、そういう点では、決してやはり国の行政的な流れには全くなっていないというのがこの 8 年の結論だと思うんです。そうであるならば、やはりこの間、広域連合の広域として扱うべき行政のあり方というのが、広域連合議会でも議論もされております。この前の一般質問等でも、議論になったと。やはり見直すということは、私は大事だと思うんです。という意味では、この教育委員会というものは、そういう広域連合として扱うのはふさわしくなかったというのが、やはり私は 8 年間の動かざる結論だと思うんです。そういう意味では、やはり今後、平成 29 年度の中で、教育委員会を各町村の事務に戻すことも含めて検討されるべきときじゃないでしょうか。その辺、町長はいかがですか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今の教育連合での教育委員会というのが業務全てを実質的に、形式的には移管しているんですが、それぞれの町村の教育方針とか、学校の責任だとか、その予算をそれ

ぞれの町村が100%負担して、いいところは、今、岡本委員が言われた町村のカラーを出さなきゃならないというところは、カラーが出せるように残っております。

具体的に申し上げますと、今、この予算で小学校の空調というのが1つの問題として上がっているわけなんです。和束小学校は空中設備をやりたいと。これも中学校は順番に計画的にやっているんですが、これは過疎債の計画にも入れて、和束町独自に取り組みであります。ところが、ある町とか村とかは、そういうところはそこの独自でやっておられますので、そこの独自の方針もありましょうし、財政計画もありましょうから、これは1つになっておりません。

それと、もう一つは、それぞれの市町村の事情で取り組んでおられる内容がたくさんあります。そうしたところについては、その事情で取り組んでおられる。むしろ私どもは、そういった高まりを3町のものにならないだろうかと思う面もあります。それは体育活動とか文化活動です。これは、他町村の中では、村なんかも文化活動、体育活動が非常に進んでおります。これはむしろ和束町のほうにそれが普及というのか、そういったものを引っ張ってこれないだろうかと、こんな思いすらしております。そういう意味におきましては、学校教育の中には、個々に町村でやる内容というのは、そのまま残してきているんですね。この辺はご理解いただけたと思います。

ただ、一緒にやらないといけないというのは、さっきは経費の問題だけを申されましたけれども、ご案内のとおり、教育というのは、非常に子供もそうなんですけれども、やっぱり教育体制というものを整えていかなきゃならない。そして、その教育方針というのを当然持っていくわけであります。一番教育行政で困りますのは、やっぱり、この3町村東部をご理解いただく先生方というのは非常に大事になってくるわけであります。

ところが、教育委員会の制度は、異動という制度と填補という制度があります。填補は教育委員会内で異動いたします。異動は教育委員会から外へ出ていきます。こういときに小学校1つ、中学校1つ、今でもそうですけれども、基本的な中学校で四、

五年、小学校で六、七年、この辺が最高勤めで、一旦外へ出て行かなきゃならない。そうなってくると異動ということになります。異動になれば、和東町で状況とかを知っていた者が異動してしまうと、次いつ帰ってきてもらえるかが、そのまた教育委員会との話になってきますから、なかなか難しい。そういう意味で、和東町の将来を担う子供たちのことを考えていきますと、やっぱり教育体制というの、地域を理解しているそういった先生方にもいてもらう、こういうことが大事だというように思います。そういう意味で填補という制度があるんです。今回、教育委員会内で填補することができます。といいますのは、小学校は3つあります。中学校は2つあります。こういったことで対応できるわけであります。

こういう意味で、和東町の今回の連合というのは、非常に、今申されました全国で初めてですけれども、こういう2本立てでやっているというのではないわけであります。

ところが、今その手前の中でやっておるのは、笠置町と南山城の教育委員会で1本で事務組合という方式でやられております。そういった面について、ほとんど一緒にやるもの100%をもって、そうやって各残すものをそれぞれの町村の教育委員会に残っております。ご案内のとおり、これをやる前には、笠置町教育委員会、南山城村教育委員会、笠置町・南山城村組合教育委員会があったと思います。そういう意味で、これの長所と短所、既にもう遠目、近目の線がもう既にこの地域では引かれておりました。そういうことから、非常にこの連合に取り組みやすい環境にあったと思っております。

そういう意味で、私は、これから和東町としての、今、岡本委員が言われるように、やっぱり地域に合った教育方針をもってやっていくべきだという従来の大切な部分と、そして、いろんな連携で連合でやるほうが大切なもの、この両方をきちっと見定めてやっていくことが私は大事だと思っております。こういう全国でも初めてでやってきたということから、きのうもそうなんですが、教育委員会では、年々の検証事務は進めております。9年目に当たりまして9年の検証を進めて、今度はどういうふうによ

っていくかということをそれぞれ検討して、慎重にやっております。そういう意味で、一つ、この点についてはご理解いただきたい、このように思います。

以上です。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

先ほどの答弁にもありましたように、それぞれのことはそれぞれでやっている、個性を出して。ということは、別に、だから連合じゃなくてもいいということなんですよ。基本的に、例えば、ほかの自治体で空調をつけようと思っていたけれども、お金が用立てできなかったから今回は無理ですという話がありました。ということは、結局は連合にすることによって、そういうことができるというメリットがあるというわけではないということなんですよね、結局は。それは村単独であろうが、連合であろうが、同じなんだと。お金がなかったらできないんだというのが結局同じことであって、連合にしているメリットなんてほとんど何もないわけですよ。ですから、やはり今いろいろと言われましたけれども、基本的に、連合にしなくても十分できることばかりなんです。

ですから、やはり教育委員会の事務というのは、今ありましたように全国初めてだったけれども、ずっと初めてでこれは終わりますよ、はっきり言って。だから、そういうことにいつまでもしがみついて、1 回決めたことだからもう戻れないみたいな感じで思っで見直さないというのは、大変やはり愚策になってきますので、ぜひその辺をお認めいただいて、そういうことも含めてちゃんと検討いただきたいと思うんです。

もう一つ、32 ページに関係もありますが、広報の問題です。これも総務課長にお聞きしたいんですけれども、広報誌の発行という事務というものが、同じように広域連合という形で発行されているというようなケースというのは、どういうふうに全国ではなっているのでしょうか。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

広報誌の共同発行のご質問だと思いますけれども、申しわけございませんけれども、現在承知しておらないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

ちょっと調べてみたんですけれども、確かに例えば、この相楽よりも、東部よりももっと広範囲の地域を網羅している広域連合はあります。例えば北アルプスというところの広域連合というのがありまして、大町市とか松川村とか池田町とか白馬村とか、そういう地域の広域連合をつくっておられて、そこでは消防であるとか、介護であるとか、そういったことなんかも中心に、ごみも含めてされています。そこでは、見ていましたら、確かに広域連合としての広報誌って出しておられるんですよ。出しておられるんだなと思って中身を見てみたら、あくまで広域連合の事務についての記事なんです。広域連合として扱っている事務の、また広域連合の議会の報告とか、そういったものの記事が出されているんです。ほかの各構成市町村の広報はどうかと。それはもう従来どおりというか、みずからの広報誌は広報誌で発行されているんです。広報大町とか、広報池田とか、いろんな形で、それはそれでちゃんと発行されている。いわゆる和東町が今されている、「れんけい」の中に町のお知らせというものを挟んで一応はされていますよね、和東町だけのやつを。そんなことじゃなくて、前に和東町で出しておられたような、そういう広報誌は広報誌で発行されているんです。私はこれを見まして、これまでは、例えば広報の事業ももう連合から引き揚げて、和東でまたやったらどうですかとずっと言ってきましたよね。私はこれを見て、若干考えを

変えて、連合は一応ありますから、それはそれで議会もありますから、それはそれで独自の情報発信は必要だと。だから、「れんけい」という、そういう広域連合で発行されている広報誌は広報誌で、連合の事務について、もっと情報発信されたらいいんじゃないかと。だけど、やはり和東町は和東町としての広報の活動というのは独自にあるわけですから。それこそ、先ほど教育委員会の話で、それぞれのカラーを出していると言われたけど、広報誌ほどやっぱりカラーがないといけない、情報発信としては。独自性をやっぱり問われるものだと思うんです。そういう点では、単にやはり町のお知らせみたいに挟み込んだようなもので中途半端にやるんじゃなくて、和東町は和東町としての広報誌をちゃんとやはり復活させて、情報発信すべきじゃないかと思ったんですけど、その辺、町長はいかがですか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これはもうご案内のとおり、和東町、どことも、まちづくりをしていくのは、やっぱり取り組んでいる内容を住民に知っていただく、こういうことが非常に重要であります。だから、どこの町にも、広報というのは重点を置いて進めておられます。当然、和東町も、広報には重点を置いて進めているわけであります。そして、取り組んでいる内容を住民に知っていただいて、そして住民の協働で地域づくりをする、住民の行政参加も促す、こういうことであります。

そういうことから考えますと、広報の内容の充実というのは常に求めていかなければなりません。当然、今、和東町が広域連合で取り組んでいる広報が全て、私は100点だとは思っておりません。先ほどもありましたように広域連合では、今日的な課題とは、こういうややこしい言葉でえらい申しわけなかったんですが、非常に今は人のつながりも深くなっています。そして、今、岡本委員が言われている中で答えておりましたように、広域連合ですらやらなきゃならん問題がたくさんあります。例

えば、教育委員会では、今、小小連携とか小中連携を進めております。笠置町におかれましては、クラブ活動というのが、野球とかはなかなかできていない。現在、山城中学と提携されているとか、こういうことにもなってくるわけであります。そういうことになりますと、いろいろと学校はこれから子供の数が減る。そういう中でやっぱりやらなきゃ、クラブ活動の問題も出てくるわけであります。そういうことをいろんなところでやっぱり住民に知っていただいて、そして住民とともに取り組んでいくというのも大事だろうと思います。これは、この先の学校のつながりと申し上げているわけですが、地域づくりというのは、非常に今、空き家対策とか、いろんな問題が、いろんな今、大きな共通課題となっておりまいます。こういった問題をどうしていこうかというのは、住民の協力を得ないとなかなかいけません。そういう住民にお知らせしないと、広報というのは非常に難しいわけです。こういうものを我々は常に広報の追及をしておりますので、今、岡本委員が言われますように、和東町はどうですかと。何も和東町で出したらだめだということにはなっておりません。今、和東町では、あそこより町の独自をお知らせする内容はやっぱり挟んで、お知らせしていかうということもやっているわけであります。

今後、何がいいのか、どうしたら広報活動がさらに充実になるのか、そういう観点から考えていくべきだと思っております。そういう意味で、岡本委員が今ご指摘いただいているのも、私は、えらい失礼な言い方ですけども、1つの意見だろうと受けとめさせていただいております。今後どういうあり方がいいのか、これを含めて検討を重ねていきたい、このように思っております。

以上です。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

現在、庁舎の耐震という形の中でいろいろと工事を進めておるわけなんですけれど

も、その一環として、駐車場の中に身障者の車椅子のスペースという形の中で、スペースを2台分確保するスペースをいただいております。現在、多くの公共施設、あるいは商業施設の中において、障害者用の駐車場ということの確保が当たり前になっている状態になっておるわけでございます。

そこで、車椅子の利用者の場合、車椅子を乗って利用される方のみの駐車場になるのか、あるいは、障害者、弱者の方の手帳とか、そういったものを持っておられる方もそのスペースに駐車していいような拡大解釈をしていくべきなのか。そういった形の中でどのような利用形態を考えておられるのか、その点について質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今、岡田委員のご質問がございましたとおり、今回の庁舎の改修に合わせまして、身体障害者用の駐車スペースを2台設置させていただきました。以前は、一定基準に満たない障害者スペースを2台設けておったわけでございますけれども、その面積におきましては、やはり車椅子を利用される方に非常に支障が出ているという課題がございまして、今回整備させていただいたというところでございます。

ご質問にございましたように、あのスペースにつきましては、一応、車椅子が円滑に移動できるようなスペースという形で設計させていただいたというところではございますけれども、当然、他の配慮を要する方々の駐車場という形で使用していただくということで想定しておるところでございます。京都府のほうで駐車場の指定という形で承認を得て利用できるという制度も以前からございます。その適用も、当然してまいらなければならないと思っておるところでございます。いずれにいたしましても、そういった身体的にハンデのある住民の方々につきましてご利用いただきたい

というように思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

今の答弁を聞かせていただきますと、障害者、車椅子のみの使用者じゃなくて、障害者手帳を持っておられる方とか、あるいは見た目は元気でもどこか疾患とあると言われる弱者の方、そういった方も駐車スペースとして利用するというふうなことになりますと、一般から見たら、元気そうな人でもとまっているじゃないかとか、いろいろそういうことも管理上の問題として出てくるかと思うんですけれども、その辺のことについての考え方はどのようにされていますか。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、京都府がその認証の駐車場という形で登録させていただくということになりましたら、その一定の許可証というか、そういった証が京都府のほうで発行されるということになるわけでございます。それを提示といいますか、示していただいて駐車していただくということになろうかと思います。そうなれば、一定、一見上、障害者とは想定しにくいという形でも駐車スペースを利用できる対象の方だということが認識できると思います。当然、先ほど申しおくれましたけど、妊婦さんとか、そういった方々にも利用できるということでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○ 6 番（岡田泰正君）

今、答弁の中で妊婦さんも一応対象になるというようなご答弁いただきました。私が調べさせていただいた中では、障害者の中には妊婦は含まれないという形になっておったわけなんですけれども、本町におきましては、そのような解釈をしていただいて非常にありがたい。弱者扱いと言いませんけれども、大変な体をお持ちの方については、そのようにしていただいたことについては大変感謝しております。

それと、心配されるのは、健常者の方でもスペースがなかったらぼんととめておくということが今まで身障者のスペースでありましたけれども、そこには、今まで私も観察していると、健常者の方でも入り口が近いからという形、あるいは、また満車になっているからということで、あいているところに駐車されて長時間そのままに放置されているというようなことが見られるわけなんですけれども、その辺の注意喚起という形については、どのように今後されようとされていますか。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今回整備させていただきました庁舎の改修工事、エレベーターも設置させていただきました。今回、身障用の正規の駐車スペース 2 台を設けさせていただいたという、一定バリアフリー化をさせていただきまして、京都府の福祉のまちづくり条例にかなう認定を受けたステッカーもいただけるということでございますので、それも含めまして広報してまいりたいと思っておりますのでございます。

委員がご指摘のとおり、本町におきましては、一般の駐車場の容量が少ないという非常にネックがございます。今後は、現在、仮設トイレを設置させていただいておる関係でより少なくなったということでございますけれども、一定そこら辺の注意喚起につきましては進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

よろしく取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思います。

それから、質問を変えます。

12 ページ、商工費の補助金という形の中で、4 事業に対する補助金がおりにてきているわけなんですけれども、この内容につきまして、マウンテンバイクと、それから、お茶の京都DMO、それからお茶の京都博、広域観光推進業務、これについての内容について、わかりづらいというのがございますので、個々に詳細をご説明いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、12 ページの商工費の地方創生推進交付金のマウンテンバイクイベント86万2,000円につきましては、これまでもイベントを実施しておりましたので、9 事業のイベントに係る事業に対しまして事業費の2分の1を計上しております。

お茶の京都DMOにつきましては25万円。DMOの負担金は、歳出の82 ページのほうにDMOの負担金を書いてあるかと思うんですけれども、全額が対象となるわけではございませんので、一定50万に対する25万円、2分の1の創生交付金を充てさせていただいております。

お茶の京都博につきましては、事業費の2分の1を上げさせていただいております。これはお茶の京都博ということで4月からイベントが開催されますので、事務局に対する負担金の経費に対する2分の1の補助金となっております。

それから、広域観光の推進業務につきましては、和東町活性化センターにおきまして、教育観光、一般観光、インバウンド観光の関係で事業をやっていただいておりますので、その事業に係る2分の1の交付金を計上させていただいております。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

おぼろげながら、わかってきたような気がいたします。

その中で、広域観光の推進業務で800万円ですけれども、これについて金額が多いんですけれども、活性化のほうに委託されるということなのですが、この中にはどういった事業、2つおっしゃっていただきましたけれども、具体的に、人件費等もここに含まれていると理解していいのでしょうか。

○委員長（竹内きみ代君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

ご質問いただきましたとおり、昨年度から取り組んでおります民泊事業等に係る人件費をおよそ1,000万円含んでおりまして、事業費としてはその残りというような形で、いわゆる営業旅費等も含めてになりますけれども、そういった形での民泊事業の推進というところでの事業費と人件費という形になっております。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

それは人件費ということですか。ちょっとわかりにくいです。

○委員長（竹内きみ代君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

申しわけございません。現在、活性化センターで観光等にかかわっております部分ということで、3名分の人件費のほうを含んでおりまして、それだけではなくて、いわゆる実際の活動費という部分がございますので、そういった部分と合わせてという形になっております。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

これは、総務厚生のほうでいろいろと議論していただいているんですね。いろいろな形の人件費で上げていただいているのと、あるいはモニターツアーの受け入れ、パンフレット、ホームページの管理、こういったことも含まれた金額で理解してよろしいんですね。わかりました。

それと、34ページをお願いします。

この中で、14節使用料及び賃借料、地域おこし協力隊住宅借上料で108万円、予算を上げていただいております。この協力隊住宅借上料というこの金額には、こういった内容まで含まれた形になっているんですか。住宅としての借り上げ、それに附属するもの、いろいろ保険等々、いろいろな借り上げするについては、ほかの賃料以外にいろんな附帯的なものがかかわってくると思うんですけれども、その点について、ご答弁をお願いします。

○委員長（竹内きみ代君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

今回のこの予算につきましては、家賃ということで3万円でお借りしておりますので、3軒分の12カ月分という形の予算となっております。

ご質問でいただいております保険という関係につきましては、先日火事があったということもございまして、本人たち、協力隊員とも話し合いをしまして、そういっ

た賠償に対応できる保険にということで、そちらについては個人負担ということで加入させていただいておる形で進めております。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

不幸にも、この前、湯船地区において、家屋を借り上げて、これは町はかかわってなかったと思うんですけど、個人的に入っておられて、そして焼失したと。それについて、保険に入っていたとか入っていなかったとか、いろいろな形で、私は知らないんですけども、うわさで聞きます。やはり燃えた後の燃えかすの焼却とか運搬とか、更地にしていく約束事とか、やっぱり借り上げするときには条件が、その中では借り上げするについては含まれてくると思うんです、契約の中には。そういったことまで行政の中がかんでいかれているということで理解していいんですか。

○委員長（竹内きみ代君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

基本的には三者契約という形で、こちらのほうは家賃をお支払いするという形にはなっているんですけども、いわゆる瑕疵とかの責任については、借り主である協力隊員本人という形で基本的には整理させていただいておりまして、保険につきましても、ちょっと調べさせていただきましたら、いわゆる建物に関する保険というのは貸し主の方が入るべきものという形のものでして、借り主が入るということではないと。貸し主の方には入っていただくようにということでお願いを連絡はさせてもらっているんですが、確認まではできていないんですけども。ただ一方で、火災保険による支払いが発生した場合ですとか、実際に本人さんからというものもあるかもしれませんが、当然責任というのが借りた側に出ることというのはございますので、その賠償責任に対して、それを支払うと。いわゆる家財の部分とプラス家屋に対する賠償保険と

いう部分を、協力隊員のほうで保険に入って、しっかりケアを自分たちでできるようにしてくださいということで整理させていただいたということです。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

わかりました。お互いに賃借するわけですから、あれ言った、あれ聞いてないとか、そういう後のトラブルが起こらないように、地域おこし協力隊、これから和東にとって非常に期待している方々ですので、後でいろんな形で和東の印象が悪くならないような形の中でしっかりと指導していただきたいと、このように考えますので、よろしく願いいたします。

それと、次は38ページの交通安全灯とカーブミラーについて予算をいただいておりますけれども、カーブミラー、交通安全灯については、非常にもう普及してきていると思うんですけれど、全体的に需要がどれぐらいあるのか、その点についてお願いしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

交通安全灯とカーブミラーの設置の経費でございます。これにつきましては、交通安全灯、いわゆる防犯灯につきましては新規設置を対象として、現在まで進めてきておるところでございます。

やはり委員のご質問にございましたように、防犯灯につきましては、一定やはり充足してきておるということでございまして、全ての区から出てくるという状況ではございません。ちなみに、平成28年度では8基ということとなっております。

カーブミラーにつきましても、一定充足してきておるということでございまして、

カーブミラーにつきましては、更新も含めた形で今まで取り組ませていただいております。平成28年度につきましては、カーブミラー7基を整備させていただいたというところでございます。当然、府道につきましては、京都府のほうで設置していただいておりますというところでございます。

今回、予算に上げさせていただいております防犯灯の維持の補助金につきまして、同時にLED化を進めていくという補助制度も創設するという事で進めておるところでございます。それは補助制度という形で、各区のほうでLED化を、現存の蛍光灯のやつを器具をかえていただくという形でLED化を進めていきたいというところでございます。今回のこの60万円につきましては、従前と同じように、もし新規の防犯灯の設置の箇所がございましたら、それにつきましては、これで応えていきたいという二段構えで考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○6番（岡田泰正君）

以上です。

○委員長（竹内きみ代君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、1問だけ質問させていただきたいと思います。

先ほど岡田氏の中で弱者の駐車場について質問がありましたが、それに関連して、町の庁舎改修で車椅子のスロープが、今回、庁舎につくられました。私としては、このスロープづくりは不十分なものであったと思われます。当初は、でき上がった入り口には不完全なスロープがつくられ、後からレミファルトによる追加スロープとなっていて、これはかなり不自然な状態となっていたと思います。当初より、なぜ完全なスロ

ープづくりがなされなかったのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今回、庁舎改修工事という形で、当初設計には庁舎本体のみを上げておったというわけございまして、議会のご議決をいただきまして、変更契約という形でバリアフリー化の工事を施工したというところでございます。

委員がご指摘のとおり、一定いわゆる玄関までの段差の解消の件でございますけれども、設計上そういった形でアスファルトのすりつけという形が最適ではないかという形で設計が上がってきておるというところでございまして、それに基づきまして施工したというところでございます。当然、さまざまな形の段差解消があるわけでございますけれども、一定その方式が一番ではないかという形で進めさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

弱者に優しいまちづくりをしようと思えば、やはりスロープづくり一つについても、例えば北側の段差の部分から全ての入り口に対してスロープづくりをしていく、これが本当ではないかと私は考えております。なぜ、そういうことまで考えてできなかったのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今、委員のご質問にございます玄関の段差でございますけれども、正面玄関及び今回改修させていただきました身障用の駐車場からのスロープにつきましては、先ほど申し上げましたようにすりつけをさせていただいたというところでございます。今、委員がご指摘の北側のほうの段差でございますけれども、一定その段差につきましても解消すべく、今進めておるというところでございます。これの施工につきましては、仮設のトイレを撤去させていただいた後、その補修という形で一定アスファルト舗装していくという工程を組んでおるというわけでございまして、その中で進めていきたいということで考えておるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

そういう考えでしたら、ありがたいです。

ただ、スロープをつけることによって、例えば自転車とか、バイクとか、車がその中に乗り入れするという可能性もあります。それについての注意喚起は、どのようにされておるか、そのことについてもお聞きしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

注意喚起につきましては、先ほど岡田委員のご質問もございましたように、身障用の駐車場の適切な利用と、あと庁舎前の駐車禁止の徹底、及び、白線によりまして一定車道と緩衝地帯の歩道を設けるという形でまた進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

ちょっと補足説明させていただきますけれども、今回の正面玄関のスロープにつきましては、以前、議員のほうからご質問があったと思うんですけれども、まず、雨のときに身体障害者の方が不便だということで、本来、身体障害者の方とか車椅子に利用していただくスロープは、既に正面を向いて右側にぴちっと設置はさせていただいているんですけれども、雨天の場合にご不便をかけるといったことで、今回の改修に合わせてさせていただいて、十分なものは別としまして、そういった意味で、この玄関を改修させていただいたということで、一つご理解のほうをよろしく願いしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

私としては、やはり身障者であれ、健常者であれ、全ての方が庁舎に来られる場合は、どんな方でもやはりスムーズに中に入れるということが一番の条件だと思っております。ですから、そういう意味では、改修されるということでしたら、それはそれでありがたいことだと思いますので、私の質問はこれで終わります。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

先ほど広報のことで要望も含めてさせていただきましたけれども、そういった全国の広域連合の事務の中で、広報誌というものの位置づけというのも一定そういうふうになされておりますので、それはそれとして、私はやはり広域連合の「れんけい」につ

いても、もう少しやはり、それはそれで連合としての事務、議会の情報なんかも、もう少し丁寧にされるべきだとは思いますが、やっぱり大もとの和東町としての情報発信をしていく上では、もう一回やはり広報和東として検討されるべきじゃないかと思うので、そこは検討いただきたいと思います。

次に、40ページの一般会計です。

交通対策費の関係なんですけれども、今回、路線バス運行維持補助金として3,500万円計上されております。これは前年度との比較でいいますと、おおよそ1,000万円ほど増額ということになっているんですけれども、この辺、今年度の運行の見通しをどのように考える中でこのような大幅な補助金の増ということを見込んでおられるのか、その説明いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今回、平成29年度の奈良交通の路線バスの運行維持補助金で3,500万円を計上させていただいております。平成28年度の補助金の額につきましては、約3,200万円ということで支出する予定でございます。

この補助金につきましては、委員もご承知のとおり、実績に基づきましてその補助金が決まってくるというところでございまして、いわゆる乗車密度等によりましてカット率が定められておるというところでございます。過去の経過からいたしまして、やはり絶対数も減少しておるといってもございまして、一定推定させていただきまして300万円増の3,500万円を計上させていただいたというところでございます。これが確定している金額ではございませんけれども、予算として計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

この制度として補助金を計上いただいてから、当初は、いろいろ変動もあったと思うんですけども、1,200万円とか、少ないときで1,000万円前後というものもありましたし、多くても1,500万円とかいうことから考えますと、大変大きく補助金、結局補助金が上がるということは、赤字分がそれだけあるということのあらわれだと思うんです。もちろん町内の唯一のバス路線ですから、これだけ赤字が出るからもうやめとこうかということじゃなくて、それはそれでやっぱり維持していく上で必要な経費といえは必要経費なんですけれども、ただ、そういう点では、平成28年度の当初が2,600万円で、途中で500万円ほど上乗せされて、3,100万円、3,200万円程度のところまで来たわけなんですけれども、それだけにどうやはり乗客数を、この平成29年度のところで単に赤字が出るのを任せるがままに、とにかくお金を用意しておこうということだけじゃなくて、やっぱり乗っていただくことで補助金も維持されとかいうのが多分この制度だと思うんです。そういう点では、やはり一定の乗客をどうふやしていくかという意味での策というものも、やはり考えていただいているとは思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、やはり絶対数が減少しておる中で、この路線バスの乗客数をふやしていくというのは非常に困難なことでございます。その対策といたしましては、やはり和東町を訪れていただく方に、この路線バスを利用していただくということが第一かと思っておるところでございます。

その中の１つといたしまして、今年度、実証実験いたしました３町村の連携により
ますバスの運行でございます。これにつきましては、平成２９年度も実証実験の上、
年度中に本格運行に入るという計画を聞いておるところでございます。そういった中
で３町村の連携した広域観光という形で、南山城村の道の駅の帰りに、加茂で奈良交
通のバスに乗りかえていただいて和束茶カフェまで来ていただくとか、そういった形
で連携した形で集客してまいりたいと思っておるところでございます。

それと、現在、最終の段階になっておりますけれども、３町村と京都府で策定して
おりますＪＲ関西本線加茂駅以东の沿線の地域公共交通網の形成計画でございますけ
れども、この中で和束町の策として計画させていただいておりますのが、高橋から和
束山の家前までのバスを観光を中心とした形で運行していきたいということで計画を
上げさせていただいております。これにつきましては、以前走っておりました奥畑線
の一部の運行の再開にもなろうかと思ひまして、コミュニティバスにかわるものであ
ろうかと思ひます。具体的な、まだまだ計画には至っていないということでございま
すけれども、今回の形成計画の中にはうたわせていただいておりますので、今後、京都
府等と連携、協議をしながら、実現に向けて取り組んでまいりたいと思っておるこ
ろでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後３時４５分まで休憩します。

休憩（午後３時３０分～午後３時４５分）

○委員長（竹内きみ代君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

７番、岡本委員。

○７番（岡本正意君）

先ほど、いわゆる路線バスの運行補助についてお話を伺ったんですけれども、先ほ

どの答弁では、今あり方の問題で、一定、高橋から山の家の路線をどうするとか、それで、休止中の奥畑線を再開させるような方向も一定検討の俎上に上がっているという話があったわけですが、それはある意味、新しい話だと思うんですが、その辺をもう少し説明いただけますでしょうか。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、ＪＲ関西本線加茂以東の沿線の地域公共交通網形成計画でございます。これにつきましては、現在最終調整中でありまして、策定できましたら、京都府並びに笠置町、和束町、南山城村、この４自治体が共同で国土交通省へ計画の策定を届け出ることとなっておりますわけでございます。

その中の計画で、今後、計画目標実現に向けた具体的施策の中に、先ほど申し上げましたような施策を盛り込んでおるところでございます。やはり観光入れ込み客数をふやしていくという面からも、京都の景観条例の第１号に指定されました石寺の茶畑景観をめぐる路線バスのものを走らすという形で計画を上げさせていただいておるところでございます。これの実現がいつということは今の時点では申し上げられないというところではございますけれども、一定、路線バスの乗降者の増大につながるものという形で計画したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

７番、岡本委員。

○７番（岡本正意君）

今、若干お話しいただいたんですけれども、もちろん観光客に来ていただくときに路線バスを利用いただいて、その分、乗降客としてふやしていくということは１つの

策とは思いますがけれども、基本的にやはり公共交通というのは、地域住民の方の生活の足をどう確保していくかということがやっぱり最重要の問題ですし、この間、高齢化の進展の中で、免許の返納ということも、一方では行政としては呼びかけられながら、そういう方も対象としてはふえていくという意味では、アンケートの結果にも出ておりましたけれども、やはり免許を手放したときにそういったものがないと大変だという意向もあったという話はあったんですけど、その辺にやはり焦点を当てたような対策がどうなのかということが大事かなと思うんです。

それで、平成29年度に3,500万円の、とりあえず赤字補填分として予定されているという中で、一方で、いろいろ今後のことについては話をしているんですけども、やはり当初、さっき言いましたように1,000万円程度の補助金だったものが3倍ぐらいに膨らんでくる中で、奈良交通の路線というものを維持していきながら、そこに赤字分を流し込みながらやっていくということが、今後どうなんだろうということも思うんですよね。例えば、毎年3,000万円、4,000万円というお金をもしかけるのであれば、もう少し小型車で地域を回ったり、コミュニティバスも含めた運行のほうに回していったほうが有効ではないかというようなご意見もあるわけです。そういう意味では、その辺のこれだけの補助金が膨らんでくる中で、奈良交通路線の今後ということについてはどのように検討されるのか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

現在策定しております計画におきましては、奈良交通バスの和束木津線、これにつきましては軌道の維持強化を図っていくという形で計画ではうたっておるところでございます。その中で、一定以前からも出ておりましたように原山以東の乗車の密度が低いということもございまして、その部分を一定別路線として、地域内交通手

段を確保していくと。現在、小杉でとまっておりますけれども、湯船森林公園まで路線を延ばして、一定そういう観光客までの誘致も図っていけるべく、そういう手段も検討していくという形で計画は上げておるというところでございます。計画上におきましては、奈良交通の路線は維持していくということでございます。

委員のご質問がございましたように、これだけの赤字補填分の金額に見合う分で、町で違った形でコミュニティバスを走らせたかどうかというご質問でございますけれども、3,500万円につきましては過疎債を使わせていただいております、70%の交付税算入があるということでございますので、そこら辺の財政的なものも勘案いたしまして、検討していかなければならないというように思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

先ほど高橋から山の家観光を一定目的にした路線であるとか、また、奥畑線の景観を見て回れるような路線なんかの観光客も含めた路線であるとか、また、今の話では、原山以東の部分について、別路線ということもそうですけれども、これもある意味、観光客を一定の当てにした、森林公園までそういう路線を延伸すると。これもかなりある意味、新しい話で、それがいいかどうかということも含めて、それはちょっと今何とも言えないところはあるんですけれども、かなり錯綜しているといったら変ですけど、いう感じは受けるんですね。

やっぱりそれが、さっきも言いましたけれども、基本的にやはり地域の住民の方がなぜ路線バスを利用しないのか、できないのかというところですよ。せっかく走ってもらっているのに、なぜ乗らないのかという部分というものが、どこまでやはり分析もされて、やはり観光はもちろん大事ですから、そこはそこで一定策は必要かもし

れないけれども、方向性として、そこに変調したというかという部分もちょっと感じられて、今の答弁では、今後の公共交通、住民の足を守るという点がどうなのかという点では、ちょっと危惧を感じる面もあるんですけれども、あくまで、やはりそこに焦点を当てた方向性というものを検討いただきたいし、コミュニティバスなどの運行というのは、長年のやはり懸案でもありますので、そこはちょっと中途半端にならないように検討していただきたいし、今いろいろ散発的に言っていたことについては、一定早く方向性はやはり示していただきたいというように思いますので、そこは強く要望しておきたいと思います。この点について、今後大変大事だと思いますので、また、引き続き、議論したいと思います。

もう1点、これはちょっと別の話ですけれども、空き家対策なんですけれども、先日の一般質問では、私は、空き家も大事だけど、やはり公営住宅というか、一定の数の町営住宅というものが需要ではないかということは要望しているわけなんですけれども、もちろん空き家対策というものは空き家対策で必要だと思っております。

それで、平成29年度の取り組みの中で、町としても、ある意味、住宅政策の核として位置づけられている以上は、やはり目に見えた形で空き家の確保であるとか、制度上の仕組みづくりというものが進められるんだろうと思うんですよね。その辺は、この平成29年度はどこまで目標を持って、制度上の仕組みも含めてされようとしているのか、説明いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

失礼しました。

空き家対策にいたしましても一般質問という形で出ておりまして、ちょっと私はぼっとしてましたんですけれども、とりあえずアンケートも実施いたしまして、空き家対策。空き家につきましては、若者に向けての住宅ということで、今度、平成29

年度からもう一度、平成２６年度のアンケート調査自体が古くなってきております。実際、実態としても空き家の部分につきましては、前回のときにも竹内委員のほうから数字について、増減などについての調査、再調査のところも必要じゃないかというようなお言葉もいただいておりますので、改めてまた、そこら辺の調査をしながら、戸数の関係、そういったもの、地元の区長さん等々にご協力いただきまして、もう一度、そのあたりの調査もしなければならないのかなと思っています。

○委員長（竹内きみ代君）

７番、岡本委員。

○７番（岡本正意君）

今の答弁だと、平成２９年度も調査しますということになっていると思うんです。それはやっぱり、もちろん言われたように、前にやっていただいたような空き家調査で、一定の１００ぐらいの空き家が確認されて、そのうち利用可能とか、不可能とか、利用意向があるとかないとかいうことも一定調べていただいたということは、１つのデータとして残ったわけですね。そのデータが古くなったから、もう一度再調査して最新に更新しますということは大事やと思いますけど、ただそれだけだと、今までの調査は一体何だったのという。せっかく一定のお金もかけて、人もかけて調べていただいた分の調査が、ある意味、何の役にも立っていないということに私はなっていると思うんです。また、平成２９年度に改めて調査するというだけであつたらですよ。だから、それはそれで一方でやっていただきながら、やっぱりこの間言われたように、実際ちゃんとした空き家バンクとしての制度化であるとか、また、空き家は、ただ空き家というだけで使えない場合もありますから、改修費用の補助であるとか、片づける上での費用であるとかいうものを一定限度まで支援しますよとかいうことも含めた、その空き家をやっぱりしっかりと住宅として回っていくような制度づくりというものがやはり具体的になってこないと、何か同じことをずっと繰り返してるだけとなりますから、その辺の見込みはどうですか。

○委員長（竹内きみ代君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

おはようございます。

空き家の活用ということで、移住対策とかかわってくるところになってくるんですが、現在ですね、実は湯船地区のほうで、京都府の移住条例の移住促進の特別対策地域に指定されるようにということで、実は現在手続を進めておりまして、間もなく認定がおりるのかなというふうには聞いているんですけども、もしそちらのほうで認定されましたら、京都府のほうの施策で空き家の改修の補助ですとか、そういった事業を活用することが、当該地域についてのみというふうにはなるんですが、そういう方向になっておりますので、次年度以降それを活用して進めていくと。それを進めるためには、空き家バンクも必須要件となっているという意味では、和束町のほうでも、バンクの整備はしていきたいなということを考えてはおるところでございます。ただ、一方で体制をどうつくっていくかというところの課題も、まだちょっと現時点ではクリアにはできておりませんので、いつからというのはちょっとここでは申すことは難しいんですけども、そういった形でバンクを整備して、そういった空き家の補助というのを活用していくと。できましたら、今回湯船だけが今とっておるんですけども、ほかの地区についても協力を求めていきたいということで、先日各区長さんのほうに、移住に対するアンケートというのも実施をさせていただいておりまして、また今後他の地区についても、ご協力を求めていくというような方向で進めていきたいというふうに考えてるところでございます。

○委員長（竹内きみ代君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

今、いわゆるある意味特区的にと言ったら変ですけどね、湯船という地域をそうい

う制度に乗っからしていく中で、そういうことも進めていこうかという話もあったんですけども、ただやっぱりその調査をするということが、ある意味一つの大きな事業になってしまってるようでは進まないと思うんですよ。1回やった調査を土台にして、順次更新していくということは、もういわゆる一般的な業務としてつくりながら、一方でそれをデータを生かして、じゃあどんだけやっぱり空き家として供給できるのかとか、それをちゃんと住めるようにするための補助とかいうものをやっぱりつくっていくということがないと、幾ら実態把握だけしたって、一つも空き家として回転していかないということが、もうこの間ずっと続いてると思うんですね。だから、やっぱりこの間の第4次総合計画の後期計画の中で、私はちょっと異議はありますが、かなり空き家の活用ってものに偏ったと言ったらちょっと言い方悪いですけどね、重視した住宅政策になってると思うんですよ。私はそれはちょっと余りよろしくないとは思ってますけども、それやったらそれで、やっぱり具体的に制度的なものを直ちに確立していかないと、やはり全くその実効性のない計画になってしまうと思うんですよ。この間言ってますように、トンネルのことが言われましたよね。それはそれで前進だと思いますけども、前にも言いましたように、トンネルができたからといって、人口がふえるとかいう保証には全くならないわけなんですよね。下手したら、やっぱりどんどん出ていくトンネルにもなってしまうというのは、やっぱり一つの側面であって、それも考えたらちょっと受け皿として、やっぱり住宅というものをちゃんと本当に位置づけていかないと、やっぱり大変なことになっていくということもあると思うんで、それでやっぱり空き家対策ということを町の軸にされてるんだったら、やっぱりこの29年度の1年のところで、単に調査の更新ぐらいで終わらずに、具体的にそういう空き家バンクをちゃんとつくっていく年にしようとかいうことぐらいは必要じゃないかと思うんですよ。

この間、いろんなネットとかのいろんな情報とか見てたら、和束もいろいろ3町村の取り組み等で何かやってはりますよね。クラス云々かんぬんという、移住を推進す

るような取り組みも一方でされてると。それで、一定遠方の方が和東も含めた東部のほうに興味を持っていたいてるような方もおられると。けれども、住まいがやっぱりないことで、とりあえず近隣のところで落ちついた上で、どうしようかなみたいな話なんかもちよっと伝え聞いておりますけども、やっぱり住むところがないというのが、移住しようにもやっぱりないわけですから、だからそういうことも含めて、この１年のところでどこまで制度的に確立するのかというのは大変大事やと思いますので、そこはやっぱり町長の、一応選挙もありますけども、やっぱり町としての方針ですから、そこはどういうふうに町長としてお考えなのか、いかがですか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

この空き家の問題については、まず先ほどから調査から始まりまして、ある程度２００戸以上とかの多くの戸数を調査が対象としてある実態はつかんでおります。この空き家対策をどう利用するかと言われたように、非常に重要なことになっております。ある町では、この空き家が宝だということで、空き家を利用してさらにまちづくりしていこうという取り組みをしているところがあります。こういった問題については、今、古田課長の地域力推進課長のほうからも答弁ありましたように、和東町が京都府の条例も入れながら、改修も入れながら取り組んでいこうと、こういう試みでやっておるんです。これ大体、区単位か旧村単位ぐらいのところでは指定してしかやれないものから、今それに努めてまず湯船区、またいろんな区にも出て、今、説明し、それにご理解をいただこうということで、今、努力しているところでございます。

今、実態はストロー現象の話が出ましたが、現実には今ストロー現象が起こっているんですね。これとめるのに、今ちょっと岡本委員との私の考えが違いますのは、この宇治木屋線がトンネルができればさらにストロー現象が起こると、こういうふうにとめておられるんですが、私これとまるのかなと。この３０分以内に工業団地的な

ところが、今、城陽と井手の境界にもできております。宇治田原にもあります。そして、学研都市というのはもう近く、今ちょっとおくれておりますが、社会資本整備のほうは、相当京都府も含めておけているのはご指摘のとおりです。それと、今度道の駅とか甲賀市、伊賀市とか、こういうつながりが出てくるところのど真ん中になるわけなんですね。こういうところを、今、岡本委員が言われるように、焦点を当ててまちづくりしていかないとおくれますよというのは、私もそのとおりだと思っております。そういうことで、今、最近いろいろ取り組みから、今ちょっと例を挙げてもらいましたが、答えの方がいわゆる東部に入りたいけども、東部にないから今ちょっと木津川市で住みますわという話の中で、今、一生懸命頑張ってるというケースもあります。こういうケースは、1つは今もうこの予算にもちょっと一部上がっておるんですけども、相楽未来づくりセンター、これ仮称になると思いますが、いわゆる笠置町でそれを設置していこうと思っております。この大きな仕事の内容が、まずは3町村でこの空き家の対策であるわけです。この辺がおくれてるのは、和束町確かに、笠置町も南山城村も空き家バンクを立ち上げました。この空き家バンクを立ち上げる条件、さっき課長の答弁もありますように、資格を持っている者が入ってやらないとなかなかいかない。そういうところで、うち公共の制度を入れて今取り組んできたんですが、なかなかそこはまだ実現には至っておりません。しかしここを通り抜けていくというのは、もう一番大事なところですので、この充実という方向は早めるかもっと大きくするかというところやと思いますので、この方向については私は間違いないと思いますので、促進する方向で努めていきたいと思います。

ただ、住宅制度というのはいろいろありまして、目的住宅、その中に若者住宅もあります。そういうことで、なかなかあるんですが、ご存じのとおりこれ補助金なんかあったとしても最高3分の1、起債も一般建設債がなかなかつかない。財政状況から一人取り組めないということで、住宅行政は非常に難しい状況にあるというふうに捉えているというのは現実です。だから、私は答弁でいつもPFIを利用した方向とい

うのが、これからもこれはいけるだろうと、今、一方では申し上げております。だから和東町の住宅行政は、この空き家対策プラスPFIのようなものが将来つながっていくと、これはやっぱりいい方向に進んでいくのかなと、このように思っているところであります。岡本委員が言われますように、ここのところはやっぱりきちっと将来を見据えたまちづくりをやっていかないといかんということは私も同感であります。そういう方向で進めてまいりたいと、このように思っています。

○委員長（竹内きみ代君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いろいろ言われましたけども、そのトンネルの開通がストロー現象をとめることになるんじゃないかと、別に私もそれは出ていくトンネルになるというふうに言い切ってるわけじゃないんですよ。そういう可能性として大きいと、今のままであればね。実際、やっぱり普通そう思うんですよ。特に若い方の発想でいけばね。だから、やっぱりそういう意味ではそういうことも十分想定されるわけだから、大事だと言ってるんやけども、今、町長言われたことというのは、住宅問題について。ここ5年ぐらいは同じこと言うてはりますよ。PFIがどうだとか、その辺のことをね。だけど、それは本当にここ5年ぐらいは同じことずっと言うてはります。空き家問題も、空き家空き家とずっと空き家大事だと、宝だというふうに言われるけども、宝になるための具体的なものが一向に出てこないわけですよ。今回だって、多分そのための予算ないと思うんですよ。調査される言うたけど、その調査費はどこにあるのかとかいうのありませんし、そういう点ではやっぱり大変出たところ勝負という感じになってると思うんですね。だから、それだったらそれで、ちゃんと具体的に空き家の制度化に向けた予算を組みましたとか、調査するんだったら調査する調査費入れましたとかいうのがあれば、さっきの課長の話も「ああそうか」と思いますけどもないわけですよ。だから、そういう点ではやっぱりもうそんなん、どなたが町長になるかは別にしても、

来年の予算でもただ同じようなことで、どうされますか、空き家どうされますかということのないように、やっぱり29年度の中で今後具体的な制度設計というか、制度をつくるという意味での予算を、やっぱり補正等で組んでいただきたいなと思うんですよ。

2年ほど前に、議会で多分、山陰のほうでしたかね、研修行かせてもらいましたわね。そのときに、いわゆる空き家対策についてそういう、さっき専門的など言われたけども、そういうことも勉強して、職員の方が、それで取り扱うようになられてやっтерという話だったんですよ。どこかから連れてくるというんじゃなくって、やっぱり職員の方がそれだけ意欲を持ってというか、熱意をもって空き家を何とかしようと、独学も含めてされてそういうことができるようになられた人が、そういう采配をされてたわけですよ。そういう話も多分この間されてると思うんですよ、この議会の中でもね。だから、やっぱり同じように重要だから何とかしたいというだけじゃなくて、この29年度で一定できるように、予算もつけていただけるようにと思うんですけども、もう一度その辺、町長いかがですか。

○委員長（竹内きみ代君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

さっき2つありまして、最初の前半、町長PFI言うてもう5年になりますと、こういうことなんですけども、PFIを導入しようと思ったら、一番のここの立地条件が、企業が入ってくれて一緒に取り組める、来てくれるような地域にしなければならん。こういうことでありまして、一つは宇治木屋線のトンネル化を強く要望してまいりました。もう一方では、観光、リゾート的なイメージアップを図れる方法はないかと、こういうことを進めているわけでありまして、そういうことによって、PFIができる環境づくりが整うと、これが一つですので、何にもしてなかったということはちょっと、ここはちょっとお答えさせて、努力はしてきたということだけちょっと答

弁させていただきます。

それから、今、２点目であります、やはり空き家バンクを町で立ち上げていくのに、いわゆる専門家を職員各自が資格を取ってきたと、非常に素晴らしいことであるというのはうらやましい感じもするわけなんです、笠置町、南山城についても、一定いまだ民間での努力もされてきているわけであります。そういう意味におきまして、今も言われましたように、非常に大事なことであるというのは私も同感であります。そういう責任があらうかと思ってます。これから空き家バンクというのは、やっぱりこれ一つの行政の大きなところへ据えて、取り組んでいくというのが私も大事だと思っておりますので、もし機会がいただけるなら、そういうことで努力していきたいなと、このように思って答弁とさせていただきます。

○委員長（竹内きみ代君）

６番、岡田委員。

○６番（岡田泰正君）

ページ９０の中で、消防費のことのその中で、退職者の消防団の報償費として４８０万ほど計上されている。金額を私はどうのこうのと申し上げるんじゃなくって、やはり相当数の退職者の方が消防のほうから出られるということについて、今後の消防活動にどのような影響があるのかということが心配しているわけで、従来ですと新規の団員さんが地元の消防団に入って、消火活動に携わっていただけるということが非常に望ましいわけなんですけれども、この前も東のほうで火事がございましたけれども、そういうふうなことで、初期消火というものについては、地元の消防団の方にお任せをするということが基本で、最も大事な作業なんですけれども、新入の団員数の確保ということが、今どのような状態になってるのか、その点についてお聞かせいただきたいとともに、ページ９２、自主防災組織の助成という形で、これも金額４０万余り計上していただいておりますけれども、それを補う意味で自主消防団というものの育成が、今後非常に地域としてなされるわけなんですけれども、これについて

の育成する方法と相まって関連しますので、双方についてお答えいただきたいと、このように思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

委員ご質問ございましたように、消防団員の確保につきましては、これは全国的な問題でもございますけれども、その確保に苦慮しておるというのが現状でございます。その中で、ご承知のように、平成２８年の４月１日から、機能別団員という制度を導入させていただいたわけでございます。この機能別団員につきましては、有事の際のみに活動していただく団員という形で、消防団員のＯＢの方を想定して制度化したというところでございます。その中で、特に湯船分団につきましては、分団員数３５という定数の中で、機能別団員が１１名入っておられるということで、充足率１００％ということとなっております。東、中、西分団におきましては、中分団では一部の部で機能別団員を任命しておるという署もございますけれども、まだ全体的には広がっていないというのが現状でございます。定数２７６に対しまして、２３４の団員数ということでございます。その中で、機能別団員が３０名というところでございまして、まだ不足が４２名というところでございます。

今回の、平成２９年度からの新しい体制でございますけれども、現在各部のほうで入退団の関係の調査をさせていただいて、今取りまとめ中ということでございまして、平成２９年の４月１日現在の団員の体制については、現時点ではお答えできないというところではございます。ただ、この機能別団員の制度を充実していくということで、今回退団されるという方につきましては、ぜひとも機能別団員として残っていただきたいという形で、強く要望しているというところでございます。今後、消防団の本団役員を中心といたしまして、団員の確保に努めてまいりたいと思っておるところでござ

ざいます。

それともう1点、ご質問ございましたように、この消防団を補完するといえますか、いわゆる共助の中心となる自主防災組織の育成でございます。今回、予算化をさせていただきました。自主防災組織の育成に当たりまして、まず立ち上げに係る経費につきまして1回限り5万円で、年間の運営経費に係ります経費に対しまして、3万円を上限という形で予算化をさせていただいたところでございます。十分な額とは申せないところではございますけれども、まずはこれを契機として、各地域で自主防災組織を立ち上げていただくのを検討していただきたいという形で、予算化をさせていただきました。こういった状況の中で、いわゆる南区中分団第4部でございますけれども、現在消防団の部が編成できていないということもございまして、地元の区でいろいろと調整をしていただきまして、平成29年度中に自主防災組織を立ち上げるという計画を持っておられます。それがモデルケースということで、各区のほうへ波及していけるように、行政としても進めてまいりたいと思っておるところでございます。

それともう1点、近々に起こりました火災におきまして、その際の初期消火ということで、やはり地元の方々にご尽力をいただいたということでございます。そういった中で、やはり地元の助け合いといえますか、その自主防災組織の必要性を認識していただいたという方もございまして、その立ち上げに向けて検討してまいりたいという方もおられるということでございますので、それも含めまして、進めてまいりたいと思います。4月に入りますと、新しい区長さんが決まりまして、区長連絡会を開かさせていただきます。この場におきましても、立ち上げに向けましてご協力いただきたいということをお願いしてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6番、岡田委員。

○ 6 番（岡田泰正君）

非常にありがとうございました。今、ご答弁いただきましたように、団員数がなければ、何らの形の中で、地域は地域で守っていくと、そういうような意識向上というものが非常にこれから求められてくるわけなんですけれども、公助の中でもハードそれからソフト面、この2面があるように、消防活動についてもハード面は男性の方にやっていただく、あるいはソフト面について、人命救助的に寝たきりの方とか、そういった方々の情報的なものは女性団員にやっていただくというふうな形の中で、やはりお互いの持ち場・立場を生かした中での、これから消防活動というものが地域として必要になってくるんだと思う。だから、その自主消防組織の助成という形の中で、やはり女性団員の育成ということも視野に入れていただいた中で、男性オンリーじゃなくて、やはり女性団員を含めた中で組織形態というものを今後考えていただきたい、このように思うわけなんですけれども、その点についてのご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。女性消防団員の登用でございますけれども、この機能別団員制度の導入に当たりまして、機能別分団ということで、女性部を設置したというところでございます。現在5名ということで、一般公募もさせていただきましたけれども、役場の若手の女子職員のための応募ということになったわけございまして、現在5名を任命させていただきまして、主に広報活動等に取り組んでいただくということとしております。まだまだ充実した活動ができていないということで、住民の方への周知もなかなか進んでいないというのが現状でございます。今後、今、委員ご指摘のとおり、やはり女性消防団員につきましては、非常に重要な件という認識を持っておるわけでございますので、充実を含めて、今後進めてまいりたいと思っておりますのでご

ざいます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

ぜひ積極的に鋭意努力していただきたい、また町民の方々に対しても、意識の向上という面についてPR、前向きに発信をしていただきたい、このように考えております。

それから、次にですね、ページ、62ページをお願いしたいと思うんですけど、保育所費の中で、給料が3,721万7,000円、そしてその下の節の賃金で1,106万4,000円、結構大きな金額が、臨時職員とアルバイト賃金という形の中で計上されているわけなんですけれども、人数的に臨時職員・アルバイト職員の人数はどれぐらいおられるのか、正職員の人数はどれぐらいおられるのか。そしてなお、臨時職員の数がこれだけ金額が多く計上されている、そのことについて何か意味合いがあるのか、なぜなのかということについてちょっと疑問に思いましたので、ちょっと質問させていただきます。

○委員長（竹内きみ代君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、岡田委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

和東保育園の正職員の数ですけども、現在保育士が11名、また調理師が1名と、計12名となっておるところでございます。平成29年度の予算につきましても、それに基づいて積算をさせていただいてるところでございます。

また、嘱託職員、アルバイトの臨時職員でございますが、合計8名雇用させていただいてると。その合計が今回予算上げさせてもらった金額でございます。なお、人件

費につきましては、昨年度より 304 万 2,000 円でございますが、減額となっております。これにつきましては、退職補充に係る職員の交代ということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○6 番（岡田泰正君）

私ちょっと疑問に思うんですがね、その臨時職員・アルバイト職員が 8 名おられる。これは、行く行くは雇用形態としては契約年数は切られてるわけなんですね。その点についてはどうですか。

○委員長（竹内きみ代君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

まず臨時職員の嘱託職員の契約の関係でございます。嘱託職員につきましては、1 年度ごとに契約を更新するという形をとっておりまして、社会保険等、役場のほうで負担をさせていただいております。アルバイトの職員につきましては、短時間労働ということになりますので、おおむね 8 時間勤務されてる方はございません。時間内のパートという形で、9 時から 4 時、また 9 時から 3 時、その中で対応しているところで、半年間の雇用契約に基づいて契約をさせていただいております。

なお、保育園の園児の数でございますが、来年度といいますか 4 月からですね、入園されるゼロ歳から 5 歳児までの予測でございますが、保育園から資料をいただいているところによりますと、89 名の入園予定ということで聞いておるところでございます。

以上です。

○委員長（竹内きみ代君）

6 番、岡田委員。

○ 6 番（岡田泰正君）

これは、入学される方の見通した中での臨時職・アルバイト職というふうに理解してよろしいですか。そうでないとですね、やはり職員手当等々についての手当もけちってんのかとか、いろんなことを思うわけなんですけどね、それなりの意図があろうと思うんですけどね、その意図がちょっとわかりづらかったので質問させていただいたわけなんですけども、今あった答弁の中では、出生された方の毎年変動する方に対する対応する人数であるというふうに理解してよろしいんですね。

○委員長（竹内きみ代君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

岡田委員のおっしゃるとおりでございます。なお、零歳児、1歳児、2歳児ですね、この低年齢児につきましては、一定国より、何人に対して何人を保育するという基準が決まっております。例えばゼロ歳児であれば、3人に1人保育士をつけなさいという決まりになっております。また1歳児につきましては、6人に1人という基準がございますので、それに沿った形で対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（竹内きみ代君）

質疑の途中ではありますが、本日の予算特別委員会はこれくらいにとどめ、延会したいと思います。

なお、次回の予算特別委員会は、あす16日午前9時30分より本議場で開会いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

午後 4 時 3 0 分 延会

平成 29 年 3 月 31 日

予算特別委員会委員長 竹 内 きみ代